

明治安田DCハートフルライフ(プラン30) 明治安田DCハートフルライフ(プラン50) 明治安田DCハートフルライフ(プラン70)

追加型投信／内外／資産複合
自動継続投資専用

2025.3.1

投資信託説明書（請求目論見書）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 明治安田DCハートフルライフ（プラン30）、明治安田DCハートフルライフ（プラン50）および明治安田DCハートフルライフ（プラン70）（以下「当ファンド」という。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しており、2025年3月1日にその届出の効力が生じております。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
3. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
4. 当ファンドに関する詳細な情報は下記のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
5. 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
6. ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ（URL: <https://www.myam.co.jp/>）

発行者名 : 明治安田アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 中谷 友行
本店の所在の場所 : 東京都千代田区大手町二丁目3番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

明治安田アセットマネジメント株式会社

—目次—

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	10
3【投資リスク】	33
4【手数料等及び税金】	38
5【運用状況】	40
第2【管理及び運営】	68
1【申込（販売）手続等】	68
2【換金（解約）手続等】	69
3【資産管理等の概要】	70
4【受益者の権利等】	73
第3【ファンドの経理状況】	74
1【財務諸表】	77
2【ファンドの現況】	131
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	134
第三部【委託会社等の情報】	135
第1【委託会社等の概況】	135
約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

※上記のそれぞれを「当ファンド」ということがあります。また、上記3ファンドを総称して「明治安田DCハートフルライフ」または「明治安田DCハートフルライフプラン」もしくは「明治安田DCハートフルライフ（プラン30・50・70）」ということがあります。

※各ファンドの名称中、「明治安田」または「明治安田DCハートフルライフ」の語を省略して用いる場合があります。（例えば、「明治安田DCハートフルライフ（プラン30）」を「（プラン30）」という場合があります。）また、（プラン30）と（プラン50）をあわせて（プラン30・50）と称することがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

②当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド 1,000億円

(4)【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」ということがあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問い合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしています。

(7) 【申込期間】

2025年3月1日から2025年8月28日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額の合計額）を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

① 申込証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 決算日

年1回(11月29日。休業日の場合は翌営業日。)

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(1 1) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①各ファンドは、親投資信託（マザーファンド）への投資を通じて、実質的に内外の株式および公社債に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。
- ②各ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券) 資産配分固定型))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。)を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本含む)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 上記各表のうち網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<https://www.toushin.or.jp/>）で閲覧が可能です。

③信託金の限度額：各ファンド 上限 1,000 億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1. 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. 各ファンドのポートフォリオは、各マザーファンドを次の基準組入比率で構成することを基本とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入れ調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス 5%程度とします。

投資対象	マザーファンドの名称	(プラン30)	(プラン50)	(プラン70)
		基本組入比率	基本組入比率	基本組入比率
国内株式	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	20%	30%	45%
国内債券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	60%	40%	20%
外国株式	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	10%	20%	25%
外国債券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	10%	10%	10%

3. 各ファンドのベンチマークは、下記マーケット指数を次の割合で組み合わせたベンチマークとします。

各ファンドは、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

マーケット指数	(プラン30)	(プラン50)	(プラン70)
TOPIX (東証株価指数)	20%	30%	45%
NOMURA-BPI 総合	60%	40%	20%
MSCI-KOKUSAI (円換算値)	10%	20%	25%
FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	10%	10%	10%

4. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
5. 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。
※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

2009年4月1日 ファンドの名称を「明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン30）」を「MDAM・DCハートフルライフ（プラン30）」に、「明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン50）」を「MDAM・DCハートフルライフ（プラン50）」、および「明治ドレスナーDCハートフルライフ（プラン70）」を「MDAM・DCハートフルライフ（プラン70）」に変更

2010年10月1日 ファンドの名称を「MDAM・DCハートフルライフ（プラン30）」を「明治安田DCハートフルライフ（プラン30）」に、「MDAM・DCハートフルライフ（プラン50）」を「明治安田DCハートフルライフ（プラン50）」、および「MDAM・DCハートフルライフ（プラン70）」を「明治安田DCハートフルライフ（プラン70）」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、主として、「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券に投資することにより、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

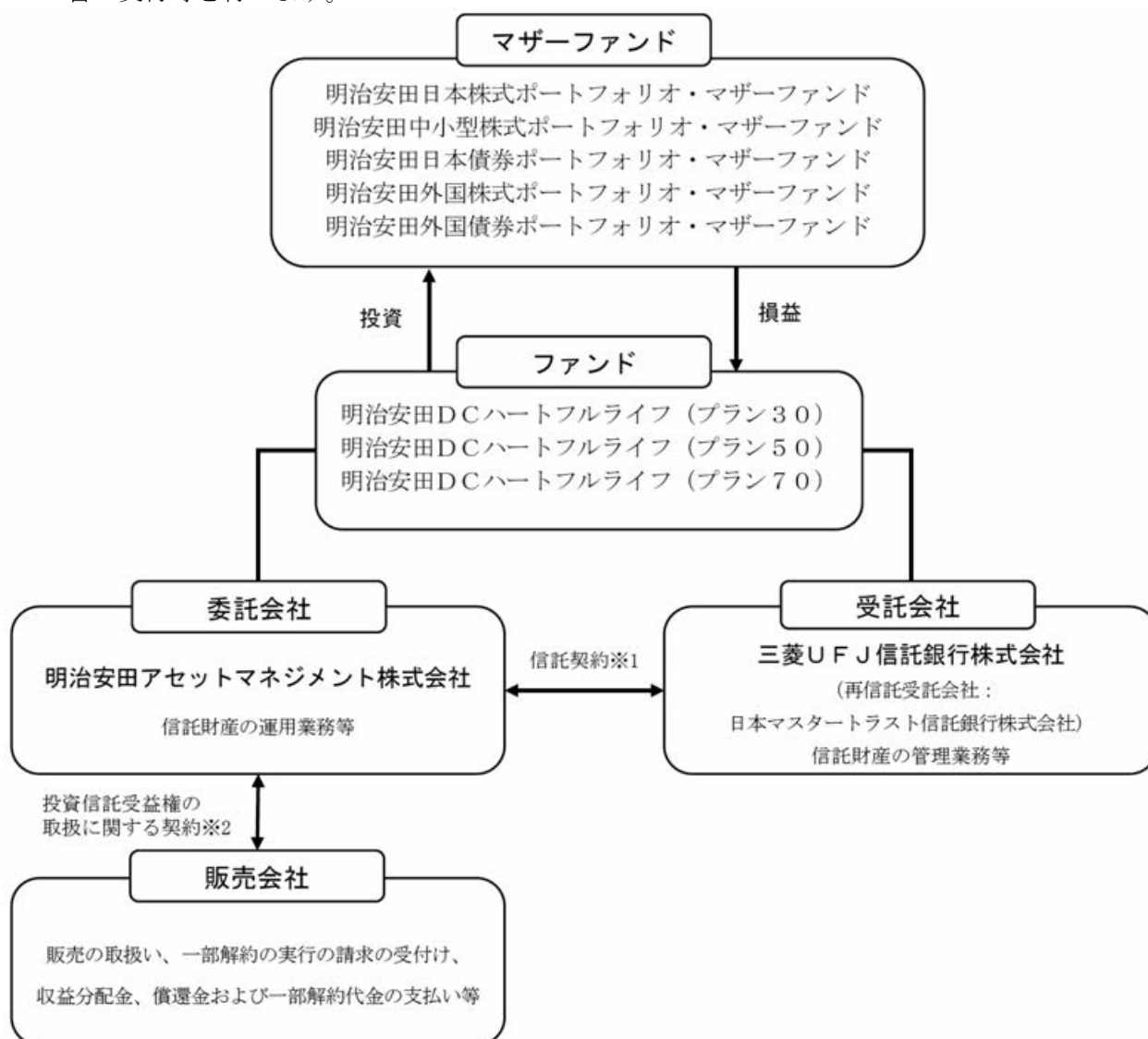
※「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

②委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）：明治安田アセットマネジメント株式会社
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）：三菱UFJ信託銀行株式会社
信託財産の保管・管理業務等を行います。
(なお、受託者は信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。)
3. 販売会社
募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付け、収益分配金、償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

③委託会社等の概況

1. 資本金の額（本書提出日現在） 10 億円

2. 委託会社の沿革

1986 年 11 月： コスモ投信株式会社設立

1998 年 10 月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000 年 2 月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000 年 7 月： 明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社」に変更

2009 年 4 月： 商号を「MDAMアセットマネージメント株式会社」に変更

2010 年 10 月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネージメント株式会社」に変更

3. 大株主の状況（本書提出日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号	18,887 株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①運用方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行います。

②運用の形態等

各ファンドが定めるベンチマークを上回る収益獲得を目指すアクティブ運用を行います。

③投資態度

1. 主として明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。

■ファンダメンタルズリサーチに基づく運用

- ・株式運用においては、リサーチを最重要視しファンダメンタル分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。また、潜在的に高い成長分野、差別化された商品・サービス、健全なバランスシートを持つ質の高い成長株への投資を行うボトムアップ型運用を行います。変動性が高く予想が困難な成長より、相対的に低くとも着実に持続的な成長を高く評価します。
2. 各ファンドのポートフォリオは、各マザーファンドを次の基準組入比率で構成することを基本とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入れ調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス 5%程度とします。

投資対象	マザーファンドの名称	DCハートフル ライフ (プラン30)	DCハートフル ライフ (プラン50)	DCハートフル ライフ (プラン70)
		基準組入比率	基準組入比率	基準組入比率
国内株式	明治安田日本株式ポート フォリオ・マザーファンド および明治安田中小型株式 ポートフォリオ・マザー ファンド	20%	30%	45%
国内債券	明治安田日本債券ポート フォリオ・マザーファンド	60%	40%	20%
外国株式	明治安田外国株式ポート フォリオ・マザーファンド	10%	20%	25%
外国債券	明治安田外国債券ポート フォリオ・マザーファンド	10%	10%	10%

3. 各ファンドのベンチマークは、下記マーケット指数を次の割合で組み合わせたベンチマークとします。

各ファンドは、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

マーケット指数	DCハートフル ライフ (プラン30)	DCハートフル ライフ (プラン50)	DCハートフル ライフ (プラン70)
TOPIX (東証株価指数)	20%	30%	45%
NOMURA-BPI 総合	60%	40%	20%
MSCI-KOKUSAI (円換算値)	10%	20%	25%
FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	10%	10%	10%

※TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

- ・TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。JPXは、TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものでありません。JPXは、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスを義務を負いません。JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズをTOPIXの指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。上記に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

※NOMURA-BPI 総合とは、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、各ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。

※MSCI-KOKUSAI とは、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSAI に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、同社は各ファンドの運用成果等に関し、一切責任はありません。なお、ドルベースの指数（配当込み、ヘッジなし）をもとに、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を乗じて、委託会社において円換算値を計算しています。

※FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は、FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、FTSE Fixed Income LLC が有しています。なお、FTSE Fixed Income LLC は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

4. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
5. 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。
6. 外国為替予約取引を行います。
7. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
8. 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
9. 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

※市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(参考) 親投資信託の概要

I. 「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」

運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る投資成果をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。

②投資する銘柄数は、50前後を目安とします。

③株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

④リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

⑤投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタル分析、企業への訪問・ヒアリングをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。

⑥年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。

⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑨信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

⑩非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

⑪資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧信用取引は約款所定の範囲で行います。
- ⑨有価証券先物取引等は約款所定の範囲で行います。
- ⑩スワップ取引は約款所定の範囲で行います。
- ⑪有価証券の貸付けおよび資金の借入れは約款所定の範囲で行います。

II. 「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」

運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①おもに TOPIX500 対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。

②投資する銘柄数は、50 から 80 程度を目安とします。

③株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

④リサーチを最重要視しファンダメンタルズ分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。

⑤企業トップマネジメントとのミーティングに基づくボトムアップリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選択を行います。

⑥信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

⑧信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

⑨非株式割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。

⑩資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

③投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧信用取引は約款所定の範囲で行います。

⑨有価証券先物取引等は約款所定の範囲で行います。

⑩スワップ取引は約款所定の範囲で行います。

①有価証券の貸付けおよび資金の借入れは約款所定の範囲で行います。

■「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」を通しての国内株式運用のプロセス

1. リサーチの視点

わが国の株式を組入れるにあたっては、成長性、クオリティー、バリュエーションを重視した銘柄選定を行い、優れた事業基盤（差別化された商品・サービス・顧客基盤・潜在的に高い成長部門）、優れた経営陣、健全な財務内容を有する企業に投資します。

a. 成長性（Growth）

市場の成熟度合、価格決定力、国際競争力等の観点から、持続的な収益の成長力を調査・測定します。

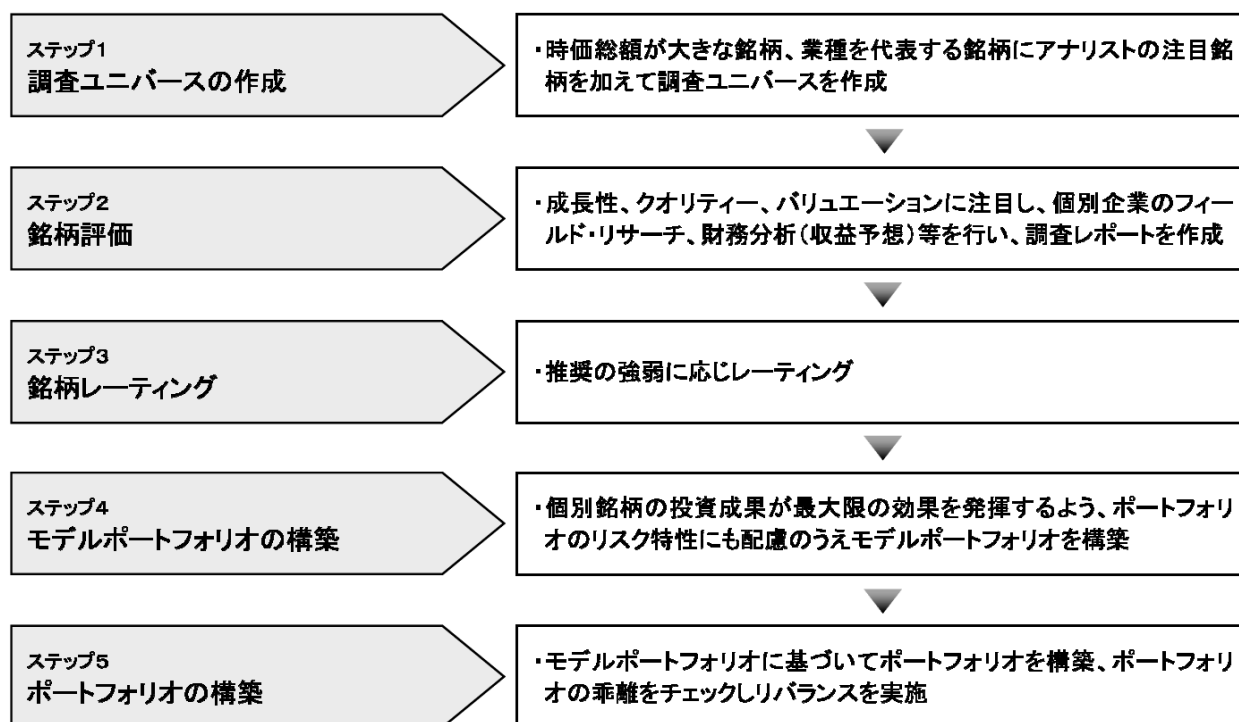
b. クオリティー（Quality）

経営内容の質、経営陣への信頼、財務体質等を調査し、対象企業のクオリティーを見極めます。

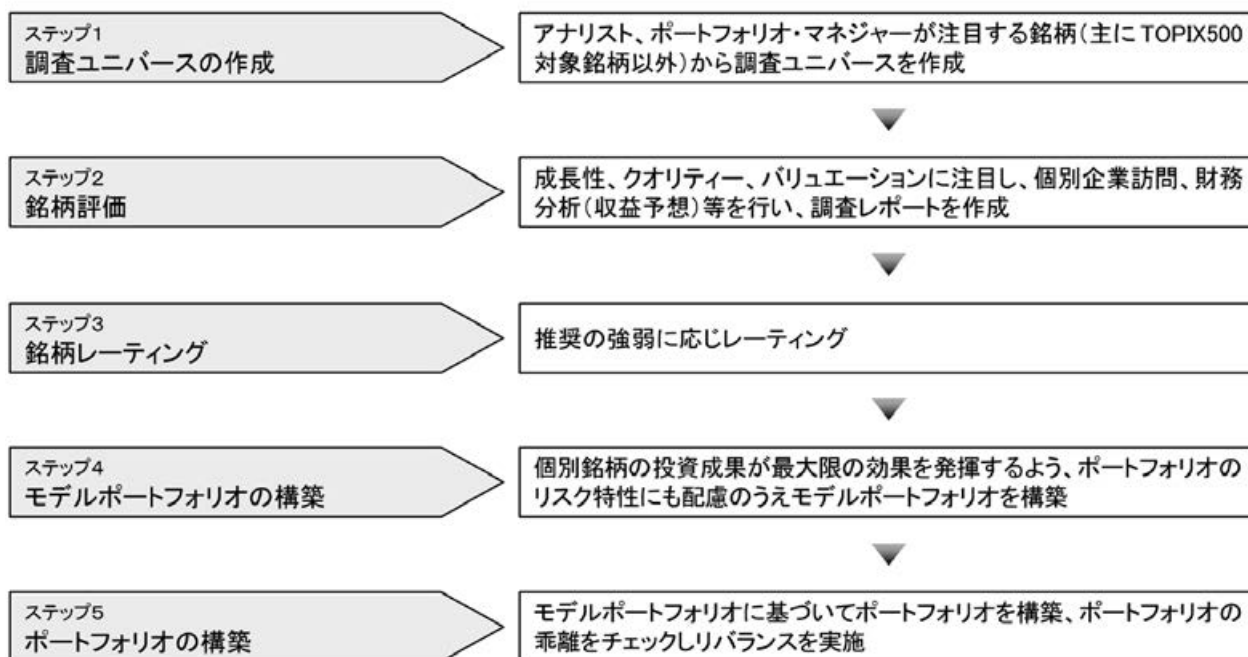
c. バリュエーション（Valuation）

収益ベース、キャッシュフローベース、資産ベースで、適正なバリュエーションを、企業間比較・収益循環を考慮して評価します。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド



運用プロセスの概要



Ⅲ. 「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

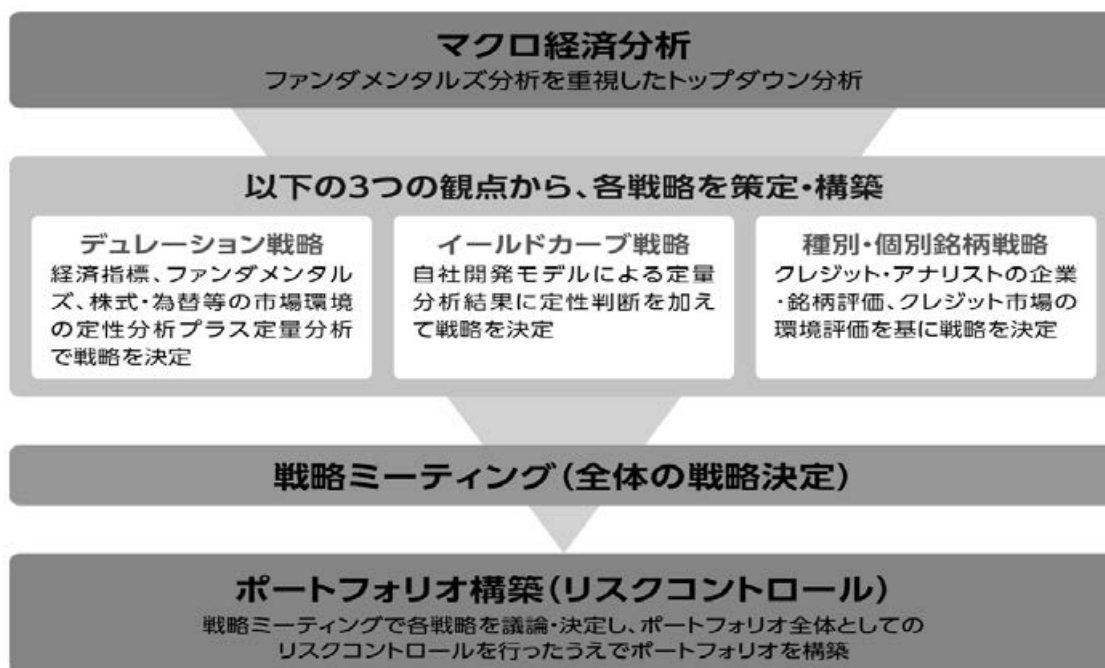
(2) 投資態度

①「NOMURA-BPI 総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

②信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が公表したものです。格付が高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。

③運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



④債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

⑤マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

⑥公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑦信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場にお

けるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

⑧信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

①株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥外貨建資産への投資は行いません。

⑦デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

⑧(削除)

⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れは約款所定の範囲で行います。

⑩(削除)

IV. 「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」

運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

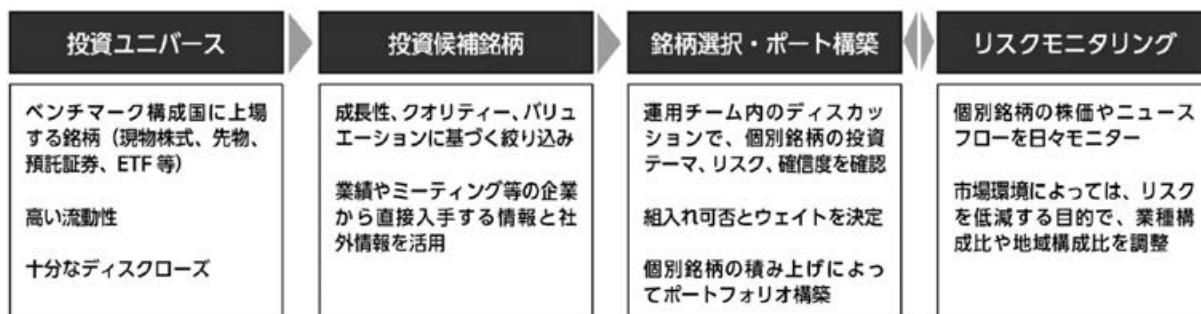
(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

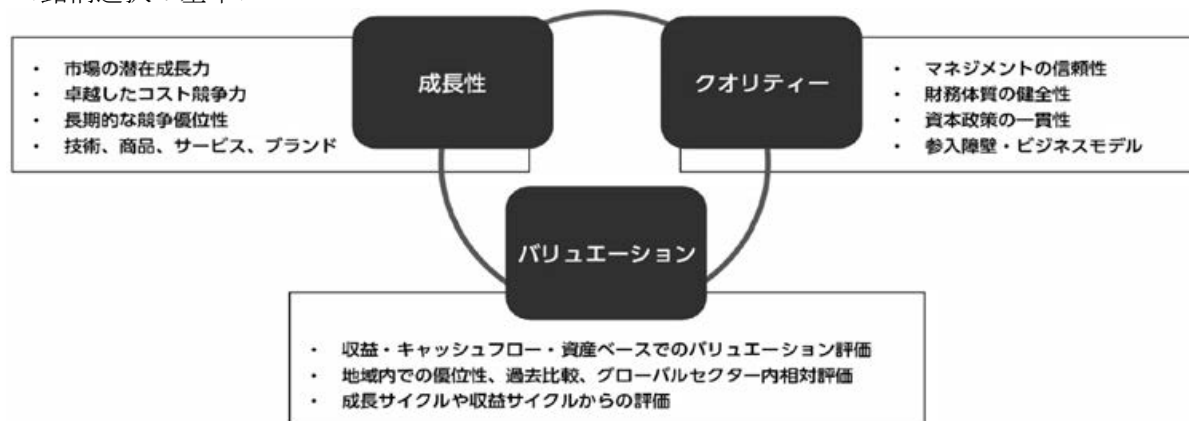
(2) 投資態度

- ①MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。
- ②潜在的に高い成長分野、差別化された商品・サービス、健全なバランスシートを持つ質の高い成長株への投資を行うボトムアップ型運用を行います。変動性が高く予想が困難な成長より、相対的に低くとも着実に持続的な成長を高く評価します。
- ③成長性、クオリティー、バリュエーションの基準によって発掘された投資候補銘柄に対して運用チーム内で十分な意見交換をし、投資テーマ、リスク、確信度などを確認した後に、組入れの可否とウェイトを決定します。ポートフォリオは個別銘柄の積み上げによって構築され、事後的に業種構成比や地域構成比を確認します。

<運用プロセスの概要>



<銘柄選択の基準>



④<削除>

⑤<削除>

⑥株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑦組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

- ⑧外国為替予約取引を行います。
- ⑨信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑩信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ①株式への投資には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧デリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨削除
- ⑩有価証券の貸付けおよび資金の借入れは約款所定の範囲で行います。
- ⑪削除

V. 「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

運用の基本方針

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

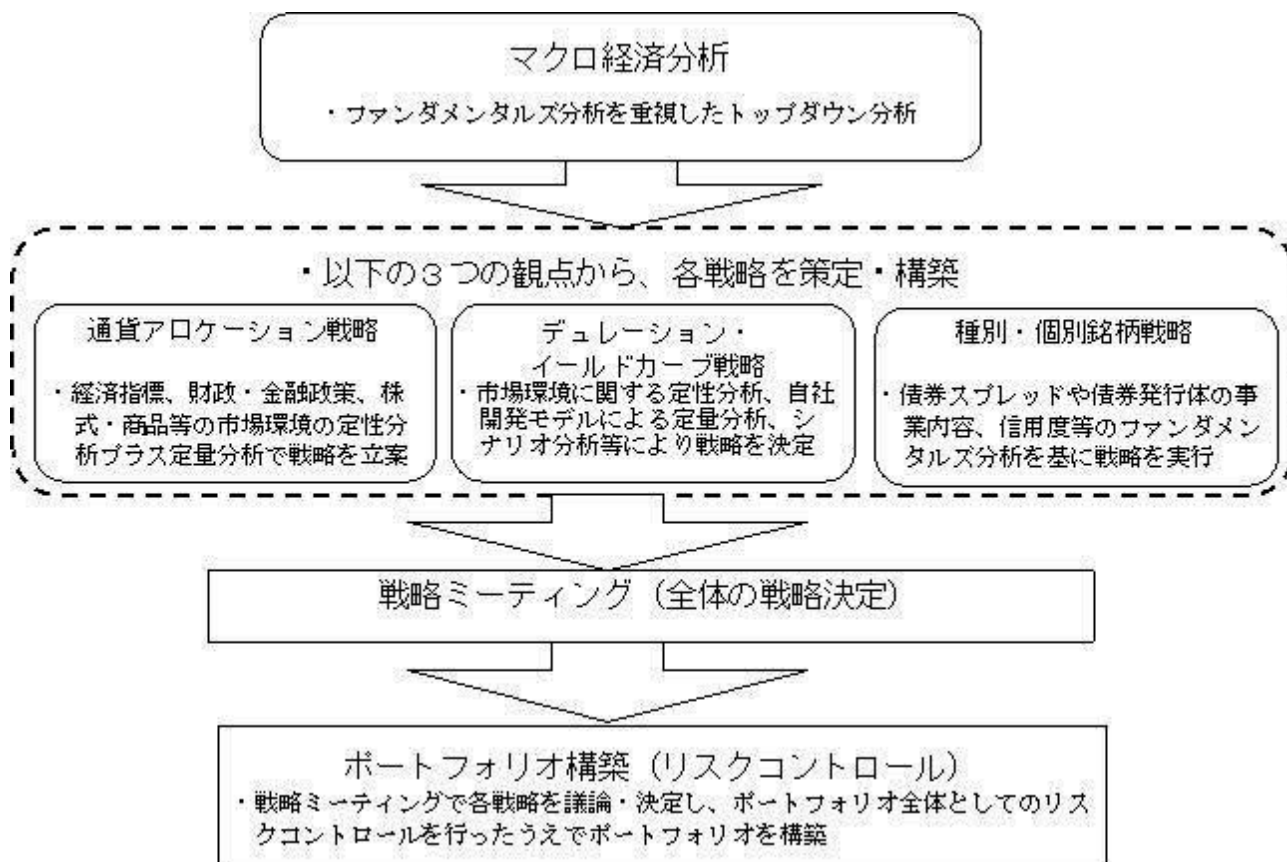
①FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

※FTSE 世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

②信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が公表したものです。格付が高い債券ほど安全性が高くなります。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります。

③運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



- ④債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ⑥公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑧外国為替予約取引を行います。
- ⑨信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑩信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ①株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - ③同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 - ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
 - ⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - ⑦デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ (削除)
- ⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れは約款所定の範囲で行います。
- ⑩ (削除)

(2) 【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 15 号に掲げるものを除きます。）
 - ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」および「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」の各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 1. から 11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から6.までの証券および上記12.ならびに17.の証券または証書のうち上記2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

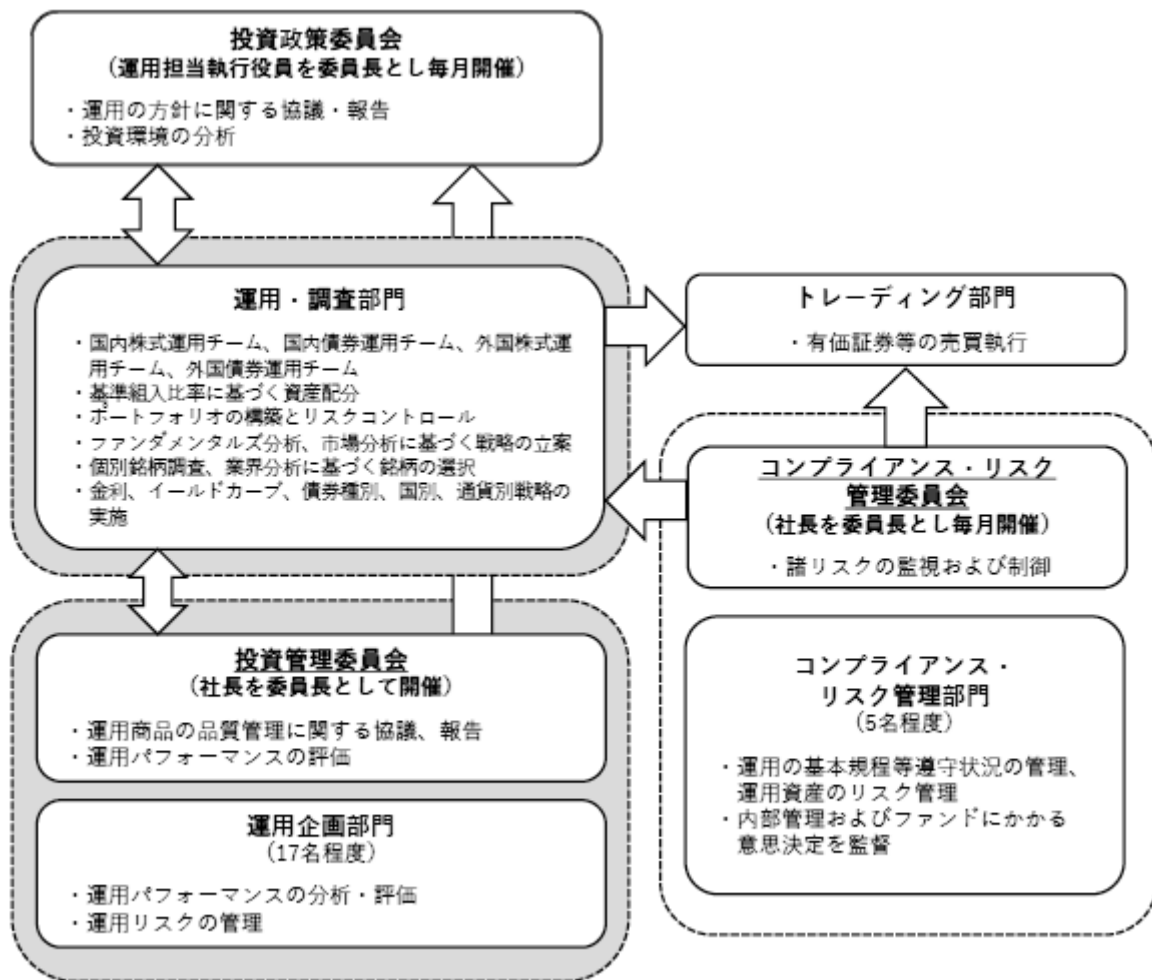
③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記③1.から4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ・ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ・ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、2024年11月29日現在のものであり、今後変更となることがあります。
また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報がご覧いただけます。

<受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

①収益分配方針

年1回(11月29日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
3. 収益分配にあてずに信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の再投資

決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)の収益分配金は、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証・示唆するものではありません。

(5) 【投資制限】

■投資信託約款に基づく投資制限

(1) 明治安田DCハートフルライフ(プラン30)

①株式への投資制限

株式(新株引受権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

(2) 明治安田DCハートフルライフ (プラン50)

①株式への投資制限

株式(新株引受権証券を含みます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の60%以下とします。

(3) 明治安田DCハートフルライフ (プラン70)

①株式への投資制限

株式(新株引受権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の90%以下とします。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。

(4) 各ファンド共通

①新株引受権証券等の投資制限

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます(以下同じ)。

②投資信託証券の投資制限

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
2. 上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

④信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑤信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑥先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑦スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

※「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

※「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑨デリバティブ取引等にかかる投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑩有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 上記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 公社債の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 上記の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

⑫ 公社債の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 上記の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
4. 上記 1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑬ 外国為替予約取引の指図

1. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 上記の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 上記 2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑭ 資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 上記 1. の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

- b. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - c. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
3. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
 4. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
 5. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

■法律等で規制される投資制限

①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

②デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

①値動きの主な要因

1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

3. 為替変動リスク

外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

②その他のリスク・留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。

●投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。)) を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

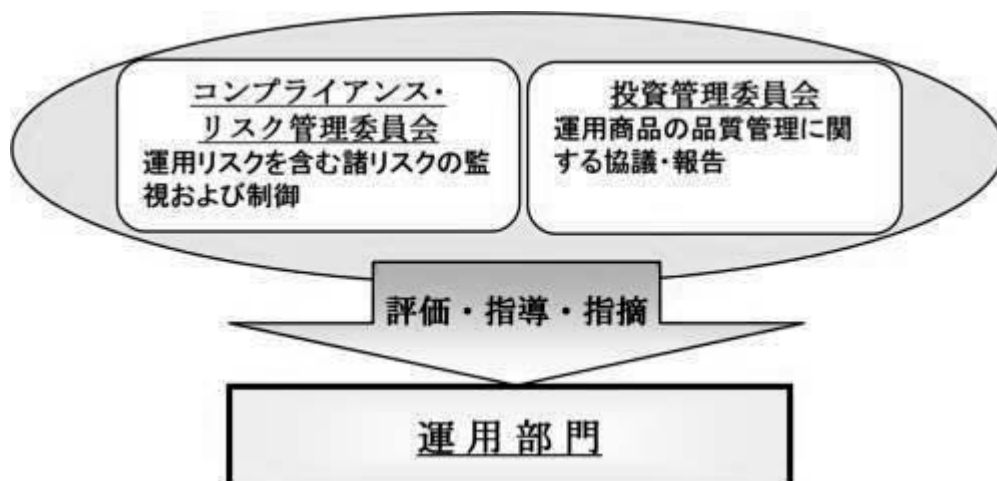
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

(2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



<流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

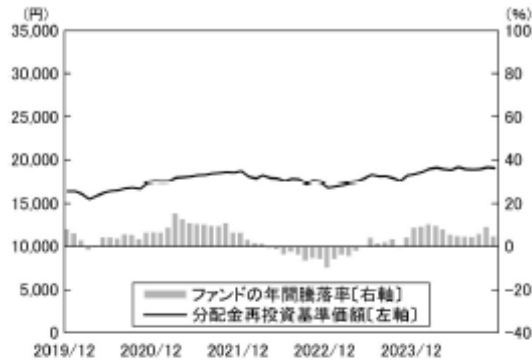
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、2024年11月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

■DCハートフルライフ (プラン30)

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



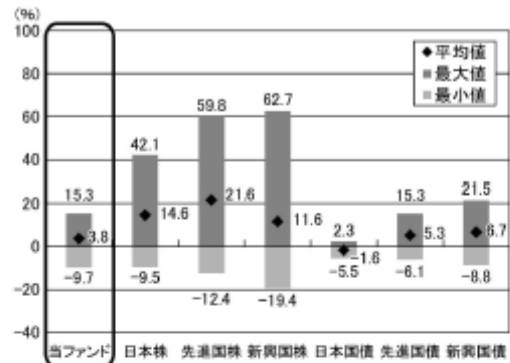
※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2019年12月～2024年11月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

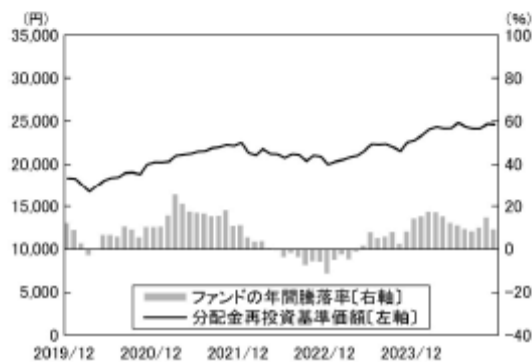
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものととして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

(以下、各ファンドにおいて同じ。)

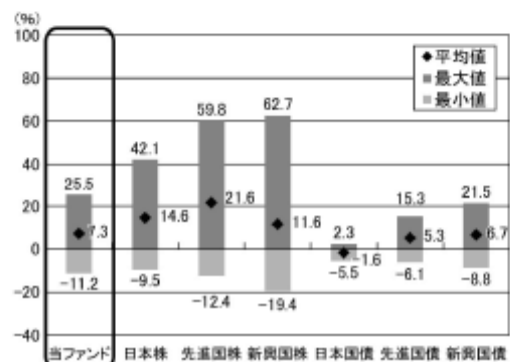
■DCハートフルライフ (プラン50)

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



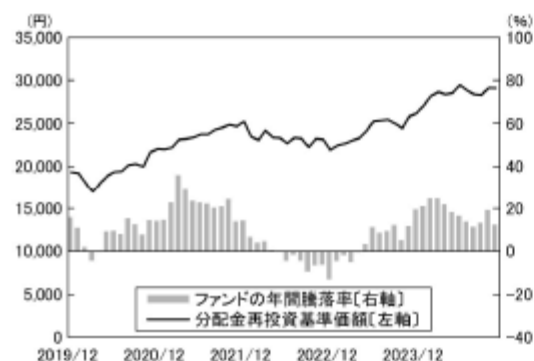
当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2019年12月～2024年11月



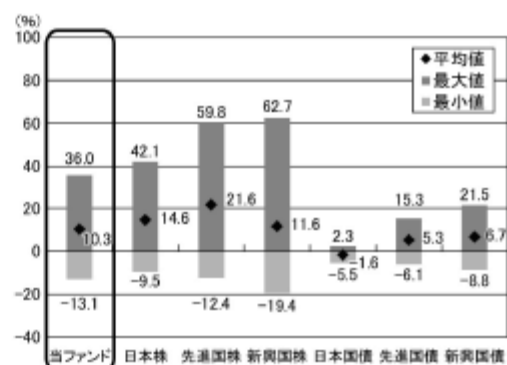
■DCハートフルライフ（プラン70）

当ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2019年12月～2024年11月



<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社 JPX 総研又は 株式会社 JPX 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI 指数 (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・ リサーチ&コンサルティング 株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

※各資産クラスの指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータソースは、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性、適法性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

<代表的な資産クラスの指数について>

東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI Inc. が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

NOMURA-BPI（国債）は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）は、J.P.Morgan Securities LLC（JP モルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありませぬ。

(3) 【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、下記の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。各ファンドの信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率（年率）		
	（プラン30）	（プラン50）	（プラン70）
委託会社	0.308%（税抜0.28%）	0.374%（税抜0.34%）	0.418%（税抜0.38%）
販売会社	0.517%（税抜0.47%）	0.605%（税抜0.55%）	0.693%（税抜0.63%）
受託会社	0.088%（税抜0.08%）	0.088%（税抜0.08%）	0.088%（税抜0.08%）
合計	0.913%（税抜0.83%）	1.067%（税抜0.97%）	1.199%（税抜1.09%）

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

このファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

確定拠出年金にかかる掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となります。

したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

<上記以外の受益者（確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の法人）の場合の課税の取扱い>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税のみ）

※上記は2024年11月29日現在のものですので、税法または確定拠出型年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

（参考情報）ファンドの総経費率

2024年11月29日現在で開示している運用報告書の対象期間における各ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

ファンド名	総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率		②その他費用の比率	
		①運用管理費用の比率	②その他費用の比率	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
プラン30	0.93%	0.92%	0.01%	0.01%	0.01%
プラン50	1.08%	1.07%	0.01%	0.01%	0.01%
プラン70	1.22%	1.2%	0.02%	0.02%	0.02%

※対象期間は2022年11月30日～2023年11月29日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記総経費率が更新されている場合があります。

5 【運用状況】

以下は2024年11月29日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

(1) 【投資状況】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	2,373,917,119	99.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	11,094,684	0.47
合計（純資産総額）		2,385,011,803	100.00

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,766,488,805	99.55
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	21,469,576	0.45
合計（純資産総額）		4,787,958,381	100.00

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	4,086,353,221	99.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	19,400,131	0.47
合計（純資産総額）		4,105,753,352	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	1,010,623,328	1.4024	1,417,361,819	1.3867	1,401,431,368	58.76
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	208,424,017	1.9073	397,527,128	2.1290	443,734,732	18.61
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	36,148,525	5.2762	190,726,848	6.8929	249,168,167	10.45
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	78,589,323	2.8180	221,469,795	2.9978	235,595,072	9.88
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	9,385,061	3.9215	36,803,517	4.6870	43,987,780	1.84

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.53
合計	99.53

明治安田DCハートフルライフ (プラン50)

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	1,330,805,087	1.4024	1,866,385,614	1.3867	1,845,427,414	38.54
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	623,552,981	1.9051	1,187,930,785	2.1290	1,327,544,296	27.73
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	143,774,666	5.2455	754,170,011	6.8929	991,024,395	20.70
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	156,894,543	2.8216	442,702,882	2.9978	470,338,461	9.82
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	28,195,912	3.9117	110,293,949	4.6870	132,154,239	2.76

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.55
合計	99.55

明治安田DCハートフルライフ (プラン70)

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	793,095,359	1.9086	1,513,774,487	2.1290	1,688,500,019	41.13
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	150,799,286	5.2379	789,871,581	6.8929	1,039,444,398	25.32
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	568,010,137	1.4018	796,249,406	1.3867	787,659,656	19.18
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	134,485,919	2.8306	380,684,624	2.9978	403,161,887	9.82
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	35,755,763	3.9234	140,284,714	4.6870	167,587,261	4.08

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.53
合計	99.53

②【投資不動産物件】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

該当事項はありません。

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

該当事項はありません。

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

該当事項はありません。

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

該当事項はありません。

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第14期計算期間末（2015年11月30日）	1,552,232,455	1,552,232,455	14,850	14,850
第15期計算期間末（2016年11月29日）	1,689,652,777	1,689,652,777	14,881	14,881
第16期計算期間末（2017年11月29日）	1,854,882,564	1,854,882,564	15,947	15,947
第17期計算期間末（2018年11月29日）	1,902,990,996	1,902,990,996	15,713	15,713
第18期計算期間末（2019年11月29日）	2,016,814,281	2,016,814,281	16,300	16,300
第19期計算期間末（2020年11月30日）	2,204,146,519	2,204,146,519	17,366	17,366
第20期計算期間末（2021年11月29日）	2,407,064,995	2,407,064,995	18,500	18,500
第21期計算期間末（2022年11月29日）	2,274,973,576	2,274,973,576	17,464	17,464
第22期計算期間末（2023年11月29日）	2,341,972,776	2,341,972,776	18,150	18,150
第23期計算期間末（2024年11月29日）	2,385,011,803	2,385,011,803	19,019	19,019

2023年11月末日	2,344,728,260	—	18,168	—
12月末日	2,368,894,899	—	18,313	—
2024年1月末日	2,392,857,481	—	18,567	—
2月末日	2,427,751,140	—	18,920	—
3月末日	2,462,915,809	—	19,051	—
4月末日	2,407,342,775	—	18,887	—
5月末日	2,394,379,765	—	18,791	—
6月末日	2,429,836,349	—	19,104	—
7月末日	2,387,514,962	—	18,885	—
8月末日	2,361,701,203	—	18,854	—
9月末日	2,366,379,172	—	18,880	—
10月末日	2,393,472,369	—	19,100	—
11月末日	2,385,011,803	—	19,019	—

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第14期計算期間末（2015年11月30日）	2,481,825,461	2,481,825,461	16,151	16,151
第15期計算期間末（2016年11月29日）	2,585,865,879	2,585,865,879	15,868	15,868
第16期計算期間末（2017年11月29日）	3,034,457,480	3,034,457,480	17,721	17,721
第17期計算期間末（2018年11月29日）	3,124,622,252	3,124,622,252	17,299	17,299
第18期計算期間末（2019年11月29日）	3,424,218,631	3,424,218,631	18,088	18,088
第19期計算期間末（2020年11月30日）	3,806,690,933	3,806,690,933	19,965	19,965
第20期計算期間末（2021年11月29日）	4,327,428,397	4,327,428,397	22,147	22,147
第21期計算期間末（2022年11月29日）	4,090,992,827	4,090,992,827	20,915	20,915
第22期計算期間末（2023年11月29日）	4,492,897,130	4,492,897,130	22,522	22,522
第23期計算期間末（2024年11月29日）	4,787,958,381	4,787,958,381	24,631	24,631
2023年11月末日	4,505,651,602	—	22,565	—
12月末日	4,551,995,574	—	22,791	—
2024年1月末日	4,674,903,791	—	23,393	—
2月末日	4,831,760,805	—	24,080	—
3月末日	4,882,925,455	—	24,370	—
4月末日	4,794,848,596	—	24,174	—
5月末日	4,777,932,167	—	24,205	—
6月末日	4,873,913,784	—	24,818	—
7月末日	4,749,370,746	—	24,356	—

8月末日	4,718,498,347	—	24,163	—
9月末日	4,716,952,487	—	24,160	—
10月末日	4,823,201,319	—	24,691	—
11月末日	4,787,958,381	—	24,631	—

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

期別	純資産総額（円）		1万口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第14期計算期間末（2015年11月30日）	1,757,688,243	1,757,688,243	16,785	16,785
第15期計算期間末（2016年11月29日）	1,802,097,947	1,802,097,947	16,182	16,182
第16期計算期間末（2017年11月29日）	2,196,109,280	2,196,109,280	18,809	18,809
第17期計算期間末（2018年11月29日）	2,229,513,600	2,229,513,600	18,070	18,070
第18期計算期間末（2019年11月29日）	2,388,612,136	2,388,612,136	18,921	18,921
第19期計算期間末（2020年11月30日）	2,778,612,570	2,778,612,570	21,654	21,654
第20期計算期間末（2021年11月29日）	3,382,923,414	3,382,923,414	24,689	24,689
第21期計算期間末（2022年11月29日）	3,235,620,816	3,235,620,816	23,198	23,198
第22期計算期間末（2023年11月29日）	3,715,829,710	3,715,829,710	25,785	25,785
第23期計算期間末（2024年11月29日）	4,105,753,352	4,105,753,352	29,113	29,113
2023年11月末日	3,730,462,715	—	25,864	—
12月末日	3,781,864,075	—	26,183	—
2024年1月末日	3,936,903,521	—	27,154	—
2月末日	4,080,018,424	—	28,210	—
3月末日	4,172,989,781	—	28,665	—
4月末日	4,082,784,458	—	28,388	—
5月末日	4,106,568,692	—	28,552	—
6月末日	4,238,001,870	—	29,473	—
7月末日	4,107,747,469	—	28,828	—
8月末日	4,006,072,697	—	28,378	—
9月末日	4,004,184,413	—	28,306	—
10月末日	4,117,555,197	—	29,126	—
11月末日	4,105,753,352	—	29,113	—

②【分配の推移】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

期	計算期間	1万円当たりの分配金（円）
第14期計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	0
第15期計算期間	2015年12月1日～2016年11月29日	0
第16期計算期間	2016年11月30日～2017年11月29日	0
第17期計算期間	2017年11月30日～2018年11月29日	0
第18期計算期間	2018年11月30日～2019年11月29日	0
第19期計算期間	2019年11月30日～2020年11月30日	0
第20期計算期間	2020年12月1日～2021年11月29日	0
第21期計算期間	2021年11月30日～2022年11月29日	0
第22期計算期間	2022年11月30日～2023年11月29日	0
第23期計算期間	2023年11月30日～2024年11月29日	0

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

期	計算期間	1万円当たりの分配金（円）
第14期計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	0
第15期計算期間	2015年12月1日～2016年11月29日	0
第16期計算期間	2016年11月30日～2017年11月29日	0
第17期計算期間	2017年11月30日～2018年11月29日	0
第18期計算期間	2018年11月30日～2019年11月29日	0
第19期計算期間	2019年11月30日～2020年11月30日	0
第20期計算期間	2020年12月1日～2021年11月29日	0
第21期計算期間	2021年11月30日～2022年11月29日	0
第22期計算期間	2022年11月30日～2023年11月29日	0
第23期計算期間	2023年11月30日～2024年11月29日	0

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

期	計算期間	1万円当たりの分配金（円）
第14期計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	0
第15期計算期間	2015年12月1日～2016年11月29日	0
第16期計算期間	2016年11月30日～2017年11月29日	0
第17期計算期間	2017年11月30日～2018年11月29日	0
第18期計算期間	2018年11月30日～2019年11月29日	0
第19期計算期間	2019年11月30日～2020年11月30日	0
第20期計算期間	2020年12月1日～2021年11月29日	0
第21期計算期間	2021年11月30日～2022年11月29日	0
第22期計算期間	2022年11月30日～2023年11月29日	0
第23期計算期間	2023年11月30日～2024年11月29日	0

③【収益率の推移】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

期	計算期間	収益率（%）
第14期計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	3.51
第15期計算期間	2015年12月1日～2016年11月29日	0.21
第16期計算期間	2016年11月30日～2017年11月29日	7.16
第17期計算期間	2017年11月30日～2018年11月29日	△1.47
第18期計算期間	2018年11月30日～2019年11月29日	3.74
第19期計算期間	2019年11月30日～2020年11月30日	6.54
第20期計算期間	2020年12月1日～2021年11月29日	6.53
第21期計算期間	2021年11月30日～2022年11月29日	△5.60
第22期計算期間	2022年11月30日～2023年11月29日	3.93
第23期計算期間	2023年11月30日～2024年11月29日	4.79

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

期	計算期間	収益率（%）
第14期計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	4.80
第15期計算期間	2015年12月1日～2016年11月29日	△1.75
第16期計算期間	2016年11月30日～2017年11月29日	11.68
第17期計算期間	2017年11月30日～2018年11月29日	△2.38
第18期計算期間	2018年11月30日～2019年11月29日	4.56
第19期計算期間	2019年11月30日～2020年11月30日	10.38
第20期計算期間	2020年12月1日～2021年11月29日	10.93
第21期計算期間	2021年11月30日～2022年11月29日	△5.56
第22期計算期間	2022年11月30日～2023年11月29日	7.68
第23期計算期間	2023年11月30日～2024年11月29日	9.36

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

期	計算期間	収益率（%）
第14期計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	6.61
第15期計算期間	2015年12月1日～2016年11月29日	△3.59
第16期計算期間	2016年11月30日～2017年11月29日	16.23
第17期計算期間	2017年11月30日～2018年11月29日	△3.93
第18期計算期間	2018年11月30日～2019年11月29日	4.71
第19期計算期間	2019年11月30日～2020年11月30日	14.44
第20期計算期間	2020年12月1日～2021年11月29日	14.02
第21期計算期間	2021年11月30日～2022年11月29日	△6.04
第22期計算期間	2022年11月30日～2023年11月29日	11.15
第23期計算期間	2023年11月30日～2024年11月29日	12.91

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第14期計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	169,903,083	86,273,599
第15期計算期間	2015年12月1日～2016年11月29日	165,552,024	75,327,034
第16期計算期間	2016年11月30日～2017年11月29日	156,697,879	129,001,187
第17期計算期間	2017年11月30日～2018年11月29日	140,873,764	92,933,680
第18期計算期間	2018年11月30日～2019年11月29日	153,526,478	127,345,086
第19期計算期間	2019年11月30日～2020年11月30日	181,387,918	149,436,762
第20期計算期間	2020年12月1日～2021年11月29日	169,292,367	137,449,786
第21期計算期間	2021年11月30日～2022年11月29日	120,253,631	118,703,021
第22期計算期間	2022年11月30日～2023年11月29日	129,522,474	141,835,984
第23期計算期間	2023年11月30日～2024年11月29日	132,440,089	168,721,263

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第14期計算期間	2014年12月2日～2015年11月30日	273,412,518	148,822,734
第15期計算期間	2015年12月1日～2016年11月29日	207,206,184	114,213,357
第16期計算期間	2016年11月30日～2017年11月29日	244,459,386	161,687,873
第17期計算期間	2017年11月30日～2018年11月29日	232,185,257	138,293,564
第18期計算期間	2018年11月30日～2019年11月29日	240,418,113	153,544,453
第19期計算期間	2019年11月30日～2020年11月30日	270,780,588	257,229,794

第 20 期計算期間	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 29 日	232,279,099	184,951,426
第 21 期計算期間	2021 年 11 月 30 日～2022 年 11 月 29 日	189,020,728	186,992,003
第 22 期計算期間	2022 年 11 月 30 日～2023 年 11 月 29 日	192,984,782	154,136,406
第 23 期計算期間	2023 年 11 月 30 日～2024 年 11 月 29 日	186,563,900	237,548,840

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 14 期計算期間	2014 年 12 月 2 日～2015 年 11 月 30 日	267,255,735	185,002,089
第 15 期計算期間	2015 年 12 月 1 日～2016 年 11 月 29 日	180,979,332	114,509,268
第 16 期計算期間	2016 年 11 月 30 日～2017 年 11 月 29 日	214,431,304	160,467,489
第 17 期計算期間	2017 年 11 月 30 日～2018 年 11 月 29 日	186,406,061	120,180,748
第 18 期計算期間	2018 年 11 月 30 日～2019 年 11 月 29 日	180,824,358	152,235,136
第 19 期計算期間	2019 年 11 月 30 日～2020 年 11 月 30 日	260,166,333	239,415,630
第 20 期計算期間	2020 年 12 月 1 日～2021 年 11 月 29 日	276,218,223	189,169,841
第 21 期計算期間	2021 年 11 月 30 日～2022 年 11 月 29 日	194,423,636	169,880,132
第 22 期計算期間	2022 年 11 月 30 日～2023 年 11 月 29 日	189,992,686	143,672,683
第 23 期計算期間	2023 年 11 月 30 日～2024 年 11 月 29 日	178,259,401	209,062,855

(参考)

(1) 投資状況

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	7,515,178,920	98.63
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	104,409,967	1.37
合計(純資産総額)		7,619,588,887	100.00

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	4,361,786,900	97.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	97,386,243	2.18
合計(純資産総額)		4,459,173,143	100.00

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	12,656,879,817	35.06
特殊債券	日本	613,089,829	1.70
	国際機関	598,968,000	1.66
	小計	1,212,057,829	3.36
社債券	日本	18,845,979,000	52.20
	フランス	2,475,018,300	6.86
	小計	21,320,997,300	59.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	912,921,618	2.53
合計(純資産総額)		36,102,856,564	100.00

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	41,058,776,271	75.65
	フランス	1,934,573,122	3.56
	スイス	1,735,190,193	3.20
	イギリス	1,508,016,739	2.78
	カナダ	1,372,593,512	2.53
	オランダ	932,401,238	1.72
	イタリア	774,753,955	1.43
	スウェーデン	484,857,619	0.89
	デンマーク	403,646,688	0.74
	台湾	304,316,773	0.56
	オーストラリア	278,748,006	0.51
	香港	219,262,589	0.40
	ドイツ	202,401,531	0.37
	中国	130,941,200	0.24
	ノルウェー	114,670,256	0.21
	小計	51,455,149,692	94.80
投資証券	アメリカ	589,893,148	1.09
	オーストラリア	258,470,600	0.48
		小計	848,363,748
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,973,537,188	3.64
合計(純資産総額)		54,277,050,628	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,314,716,595	2.42
	買建	ドイツ	341,579,520	0.62

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	596,379,038	1.09

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	7,753,779,604	34.63
	中国	2,475,844,985	11.06
	スペイン	1,521,332,393	6.80
	フランス	1,173,790,993	5.24
	イギリス	1,131,803,559	5.06
	イタリア	1,035,763,001	4.63
	ベルギー	954,472,774	4.26
	ドイツ	830,629,232	3.71
	オランダ	357,818,159	1.60
	カナダ	232,932,897	1.04
	メキシコ	150,349,653	0.67
	ポーランド	121,370,504	0.54
	オーストリア	117,045,432	0.52
	マレーシア	103,807,232	0.46
	シンガポール	95,820,146	0.43
	イスラエル	73,011,043	0.33
	ニュージーランド	62,221,682	0.28
	アイルランド	59,675,642	0.27
	オーストラリア	51,485,205	0.23
	スウェーデン	32,549,556	0.15
ノルウェー	29,002,291	0.13	
	小計	18,364,505,983	82.03
地方債証券	カナダ	197,489,332	0.88
特殊債券	オーストラリア	215,624,175	0.96
社債券	アメリカ	1,150,431,713	5.14
	オランダ	359,156,666	1.60
	スペイン	346,541,983	1.55
	ドイツ	288,636,952	1.29
	オーストラリア	207,110,730	0.93
	ニュージーランド	195,223,439	0.87
	デンマーク	193,410,742	0.86
	オーストリア	193,179,648	0.86
	フランス	189,419,196	0.85
	小計	3,123,111,069	13.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	487,889,111	2.18
合計(純資産総額)		22,388,619,670	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	19,597,940	0.08
	売建	—	40,976,344	△0.18

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	60,500	2,515.43	152,183,515	4,509.00	272,794,500	3.58
2	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	72,300	2,966.47	214,476,460	3,686.00	266,497,800	3.50
3	日本	株式	カブコン	情報・通信業	71,500	2,641.75	188,885,125	3,506.00	250,679,000	3.29
4	日本	株式	大塚商会	情報・通信業	66,100	3,200.28	211,539,009	3,732.00	246,685,200	3.24
5	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	58,800	3,774.74	221,955,192	4,051.00	238,198,800	3.13
6	日本	株式	KDDI	情報・通信業	47,700	4,259.93	203,198,661	4,950.00	236,115,000	3.10
7	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	28,100	5,823.96	163,653,276	8,240.00	231,544,000	3.04
8	日本	株式	ホンザキ	機械	37,100	5,456.52	202,437,179	6,055.00	224,640,500	2.95
9	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	66,500	2,720.80	180,933,200	3,341.00	222,176,500	2.92
10	日本	株式	キーエンス	電気機器	3,200	64,998.44	207,995,035	64,720.00	207,104,000	2.72
11	日本	株式	大東建託	不動産業	12,300	16,874.63	207,557,949	16,725.00	205,717,500	2.70
12	日本	株式	オリックス	その他金融業	60,400	3,171.83	191,578,532	3,367.00	203,366,800	2.67
13	日本	株式	コナミグループ	情報・通信業	13,300	12,174.97	161,927,208	14,775.00	196,507,500	2.58
14	日本	株式	中外製薬	医薬品	28,700	5,338.99	153,229,087	6,598.00	189,362,600	2.49
15	日本	株式	HOYA	精密機器	9,700	17,969.94	174,308,452	19,260.00	186,822,000	2.45
16	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	17,300	6,712.77	116,130,921	10,385.00	179,660,500	2.36
17	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	23,800	6,674.84	158,861,192	7,384.00	175,739,200	2.31
18	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	55,200	2,588.89	142,906,728	3,007.00	165,986,400	2.18
19	日本	株式	信越化学工業	化学	29,200	6,369.94	186,002,248	5,554.00	162,176,800	2.13
20	日本	株式	任天堂	その他製品	18,400	7,628.06	140,356,304	8,810.00	162,104,000	2.13
21	日本	株式	BIPROGY	情報・通信業	34,100	4,525.65	154,324,665	4,660.00	158,906,000	2.09
22	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	6,700	34,858.69	233,553,223	23,310.00	156,177,000	2.05
23	日本	株式	ペプチドリーム	医薬品	52,800	1,587.22	83,805,216	2,941.50	155,311,200	2.04
24	日本	株式	日産化学	化学	28,900	5,447.70	157,438,530	5,213.00	150,655,700	1.98

25	日本	株式	T I S	情報・通 信業	40,800	3,285.81	134,061,315	3,664.00	149,491,200	1.96
26	日本	株式	住友商事	卸売業	45,900	4,077.11	187,139,349	3,208.00	147,247,200	1.93
27	日本	株式	三井物産	卸売業	46,500	3,565.82	165,810,630	3,136.00	145,824,000	1.91
28	日本	株式	良品計画	小売業	43,500	2,422.86	105,394,410	3,070.00	133,545,000	1.75
29	日本	株式	ソフトバンク	情報・通 信業	687,700	186.16	128,022,232	193.10	132,794,870	1.74
30	日本	株式	村田製作所	電気機器	52,200	2,802.12	146,270,664	2,510.00	131,022,000	1.72

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	建設業	0.83
		食料品	0.62
		繊維製品	0.46
		化学	5.36
		医薬品	6.97
		ガラス・土石製品	1.00
		金属製品	3.58
		機械	9.83
		電気機器	13.72
		輸送用機器	5.03
		精密機器	3.58
		その他製品	2.13
		情報・通信業	18.00
		卸売業	6.68
		小売業	2.38
		銀行業	3.50
		保険業	6.04
		その他金融業	2.67
不動産業	2.70		
サービス業	3.55		
合計			98.63

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	F C E	サービス業	190,000	771.64	146,612,334	986.00	187,340,000	4.20
2	日本	株式	日本ドライケミカル	機械	45,600	3,178.71	144,949,301	3,960.00	180,576,000	4.05
3	日本	株式	ファーストアカウント ディング	情報・通信業	107,000	1,114.98	119,302,883	1,507.00	161,249,000	3.62
4	日本	株式	東邦瓦斯	電気・ガス業	37,100	3,626.00	134,524,600	3,912.00	145,135,200	3.25
5	日本	株式	トーヨーカネツ	機械	33,200	3,790.02	125,828,664	4,115.00	136,618,000	3.06
6	日本	株式	東京計器	精密機器	35,000	3,076.40	107,674,002	3,335.00	116,725,000	2.62
7	日本	株式	ノーリツ鋼機	精密機器	26,000	3,349.00	87,074,196	4,480.00	116,480,000	2.61
8	日本	株式	リオン	電気機器	45,000	2,969.51	133,628,399	2,580.00	116,100,000	2.60
9	日本	株式	インフロニア・ホール ディングス	建設業	92,000	1,200.93	110,486,284	1,214.00	111,688,000	2.50
10	日本	株式	トーセイ	不動産業	44,000	2,405.00	105,820,000	2,439.00	107,316,000	2.41
11	日本	株式	東洋エンジニアリング	建設業	153,000	858.03	131,280,052	694.00	106,182,000	2.38
12	日本	株式	テイクアンドギヴ・ニ ーズ	サービス業	110,000	1,018.13	111,994,505	921.00	101,310,000	2.27
13	日本	株式	エア・ウォーター	化学	54,000	2,253.22	121,674,175	1,853.50	100,089,000	2.24
14	日本	株式	東鉄工業	建設業	28,700	3,402.96	97,665,071	3,210.00	92,127,000	2.07
15	日本	株式	セーフィー	情報・通信業	100,000	685.04	68,504,217	896.00	89,600,000	2.01
16	日本	株式	ラクスル	情報・通信業	80,000	889.32	71,145,600	1,120.00	89,600,000	2.01
17	日本	株式	ヤマシンフィルタ	機械	145,000	419.43	60,818,057	580.00	84,100,000	1.89
18	日本	株式	トリプルアイズ	情報・通信業	66,000	1,429.10	94,320,843	1,249.00	82,434,000	1.85
19	日本	株式	ラクト・ジャパン	卸売業	28,500	2,855.97	81,395,172	2,882.00	82,137,000	1.84
20	日本	株式	大同工業	機械	110,000	816.95	89,865,181	742.00	81,620,000	1.83
21	日本	株式	オカムラ食品工業	食料品	18,000	4,931.61	88,769,032	4,320.00	77,760,000	1.74
22	日本	株式	フルヤ金属	その他製品	22,500	4,250.81	95,643,332	3,445.00	77,512,500	1.74
23	日本	株式	日本ケミコン	電気機器	70,000	1,396.68	97,767,600	1,086.00	76,020,000	1.70
24	日本	株式	九州旅客鉄道	陸運業	19,000	3,572.44	67,876,366	3,937.00	74,803,000	1.68
25	日本	株式	ジェイ・エス・ビー	不動産業	27,000	2,638.22	71,232,128	2,728.00	73,656,000	1.65
26	日本	株式	湖北工業	電気機器	21,500	2,961.42	63,670,646	3,410.00	73,315,000	1.64
27	日本	株式	ジョイフル本田	小売業	40,000	2,089.38	83,575,387	1,781.00	71,240,000	1.60
28	日本	株式	大太平洋金属	鉄鋼	50,000	1,302.07	65,103,598	1,409.00	70,450,000	1.58
29	日本	株式	V R A I N S o l u t i o n	情報・通信業	37,500	2,072.79	77,729,945	1,815.00	68,062,500	1.53
30	日本	株式	S R Eホールディング ス	不動産業	21,000	4,002.10	84,044,117	3,240.00	68,040,000	1.53

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.38
		建設業	7.74
		食料品	1.74
		繊維製品	1.34
		化学	6.87
		石油・石炭製品	0.52
		鉄鋼	2.82
		非鉄金属	0.40
		機械	12.25
		電気機器	5.95
		輸送用機器	1.41
		精密機器	5.23
		その他製品	2.45
		電気・ガス業	4.07
		陸運業	1.68
		情報・通信業	16.16
		卸売業	2.64
		小売業	4.06
		銀行業	2.57
不動産業	5.58		
サービス業	11.96		
合計			97.82

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第1202回国 庫短期証券	2,229,000,000	99.98	2,228,554,200	99.99	2,228,843,970	—	2024/12/20	6.17
2	日本	社債券	第3回野村ホ ールディングス無 担保永久社債 (劣後特約付)	1,700,000,000	98.82	1,679,977,400	98.93	1,681,959,600	1.3	9999/99/99	4.66
3	日本	国債証券	第83回利付国 債30年	1,516,000,000	101.94	1,545,457,990	99.11	1,502,537,920	2.2	2054/6/20	4.16
4	日本	社債券	第2回武田薬品 工業無担保社債 (劣後特約付)	1,400,000,000	100.00	1,400,000,000	100.05	1,400,817,600	1.934	2084/6/25	3.88
5	日本	社債券	第1回住友化学 無担保社債 (劣 後特約付)	1,400,000,000	91.56	1,281,859,600	92.61	1,296,598,800	1.3	2079/12/13	3.59
6	フランス	社債券	第9回ビー・ピ ー・シー・イ ー・エス・エー 円貨社債 (劣後 特約付)	1,300,000,000	97.28	1,264,754,400	98.13	1,275,756,300	1.1	2031/12/16	3.53
7	日本	社債券	第18回光通信 無担保社債	1,100,000,000	95.92	1,055,186,000	94.07	1,034,814,000	1.79	2033/3/23	2.87
8	日本	国債証券	第452回利付 国債2年	965,000,000	99.68	961,979,550	99.69	962,008,500	0.005	2025/9/1	2.66
9	フランス	社債券	2015第1回 ソシエテジェネ ラル円貨社債 (劣後特約付)	900,000,000	99.99	899,919,000	100.06	900,594,000	2.195	2025/6/12	2.49
10	日本	国債証券	第185回利付 国債20年	978,000,000	93.27	912,180,600	89.58	876,102,180	1.1	2043/6/20	2.43
11	日本	社債券	第6回日本製鉄 無担保社債 (劣 後特約付)	700,000,000	100.00	700,000,000	99.73	698,121,200	2.328	2064/6/13	1.93
12	日本	社債券	第61回ソフト バンクグループ 無担保社債	700,000,000	100.00	700,000,000	99.14	694,043,000	2.441	2029/4/25	1.92
13	日本	社債券	第5回ENEOS ホールディング ス無担保社債 (劣後特約付)	700,000,000	100.64	704,480,000	98.75	691,310,900	2.195	2083/9/20	1.91
14	日本	国債証券	第176回利付 国債20年	781,000,000	86.90	678,712,430	84.09	656,789,760	0.5	2041/3/20	1.82
15	日本	社債券	第332回北陸 電力 (一般担保 付)	700,000,000	89.09	623,672,000	87.32	611,296,000	0.52	2036/6/25	1.69
16	国際機関	特殊債券	第1回アフリカ 輸出入銀行円貨 債券	600,000,000	100.00	600,000,000	99.82	598,968,000	2.37	2026/11/20	1.66
17	日本	国債証券	第190回利付 国債20年	601,000,000	98.81	593,869,730	99.27	596,642,750	1.8	2044/9/20	1.65
18	日本	社債券	第3回かんぽ生 命無担保社債 (劣後特約付)	600,000,000	99.83	598,984,800	98.01	588,108,600	1.91	2053/9/7	1.63
19	日本	国債証券	第168回利付 国債20年	592,000,000	87.12	515,761,880	86.33	511,126,880	0.4	2039/3/20	1.42
20	日本	社債券	第2回ヒューリ ック無担保社債 (劣後特約付)	500,000,000	100.21	501,050,000	100.05	500,282,000	1.28	2055/7/2	1.39

21	日本	特殊債券	第149回貸付 債権担保住宅金 融支援機構債券	536,984,000	92.06	494,347,470	89.67	481,524,292	0.15	2054/10/10	1.33
22	日本	国債証券	第84回利付国 債30年	466,000,000	96.94	451,750,000	96.80	451,115,960	2.1	2054/9/20	1.25
23	日本	社債券	第328回北陸 電力(一般担保 付)	500,000,000	91.86	459,310,000	90.13	450,665,000	0.703	2035/12/25	1.25
24	日本	国債証券	第376回利付 国債10年	440,000,000	98.52	433,488,000	98.66	434,134,800	0.9	2034/9/20	1.20
25	日本	社債券	第3回E N E O Sホールディン グス無担保社債 (劣後特約付)	500,000,000	87.58	437,906,000	86.27	431,378,500	1.31	2081/6/15	1.19
26	日本	国債証券	第172回利付 国債20年	498,000,000	87.19	434,231,100	84.52	420,939,480	0.4	2040/3/20	1.17
27	日本	国債証券	第466回利付 国債2年	420,000,000	99.82	419,273,400	99.82	419,281,800	0.5	2026/11/1	1.16
28	日本	社債券	第3回積水ハウ ス無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	100.00	400,000,000	101.57	406,296,400	2.517	2064/7/8	1.13
29	日本	社債券	第4回損害保険 ジャパン無担保 社債(劣後特約 付)	400,000,000	102.73	410,928,400	101.45	405,817,200	2.5	2083/2/13	1.12
30	日本	国債証券	第17回利付国 債40年	442,000,000	92.32	408,067,330	91.60	404,876,420	2.2	2064/3/20	1.12

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	35.06
特殊債券	3.36
社債券	59.06
合計	97.47

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製 造装置	167,121	13,655.53	2,282,126,933	20,401.15	3,409,460,857	6.28
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア・サ ービス	50,901	64,261.06	3,270,952,295	63,761.51	3,245,524,753	5.98
3	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハ ードウエ アおよび 機器	81,033	26,471.47	2,145,063,123	35,413.34	2,869,649,845	5.29
4	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディ ア・娯楽	89,473	23,828.16	2,131,977,723	25,509.73	2,282,432,090	4.21
5	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	49,166	27,997.18	1,376,509,642	31,013.24	1,524,797,331	2.81
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC- CLASS A	メディ ア・娯楽	13,591	78,611.60	1,068,410,344	85,801.20	1,166,124,218	2.15
7	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	22,854	41,601.37	950,757,838	47,437.87	1,084,145,264	2.00
8	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	27,051	30,419.37	822,874,502	37,653.34	1,018,560,625	1.88
9	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	67,004	9,375.22	628,177,552	13,849.99	928,004,810	1.71
10	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	金融サー ビス	17,400	35,011.19	609,194,795	45,862.64	798,010,023	1.47
11	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者サ ービス	984	549,065.33	540,280,285	787,337.63	774,740,229	1.43
12	アメリカ	株式	EATON CORP PLC	資本財	12,856	47,532.95	611,083,625	56,072.26	720,865,041	1.33
13	アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギ ー	34,379	20,519.13	705,427,308	20,061.98	689,711,037	1.27
14	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	7,380	70,810.71	522,583,094	91,707.20	676,799,145	1.25
15	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	エネルギ ー	111,053	5,661.83	628,763,746	5,998.06	666,102,946	1.23
16	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	金融サー ビス	8,358	66,494.42	555,760,436	78,815.91	658,743,429	1.21
17	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	6,105	142,247.93	868,423,630	102,349.67	624,844,796	1.15
18	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	9,349	54,906.20	513,318,089	64,394.62	602,025,308	1.11
19	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	21,530	25,889.68	557,404,834	27,597.47	594,173,727	1.09
20	スイス	株式	PARTNERS GROUP HOLDING AG	金融サー ビス	2,696	215,488.21	580,956,233	216,460.67	583,577,993	1.08

21	アメリカ	株式	SERVICENOW INC	ソフトウェア・サービス	3,680	118,787.58	437,138,297	156,980.63	577,688,740	1.06
22	アメリカ	株式	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	金融サービス	27,795	15,860.86	440,852,682	20,506.66	569,982,882	1.05
23	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・パーソナル用品	20,685	23,780.08	491,891,131	27,036.72	559,254,686	1.03
24	アメリカ	株式	BLACKROCK INC	金融サービス	3,578	122,551.12	438,487,922	153,671.89	549,838,033	1.01
25	アメリカ	株式	HEICO CORP-CLASS A	資本財	17,042	23,647.03	402,992,814	31,709.66	540,396,135	1.00
26	アメリカ	株式	QUANTA SERVICES INC	資本財	10,423	39,168.21	408,250,306	51,845.51	540,385,809	1.00
27	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	66,893	6,764.35	452,488,292	8,061.57	539,262,950	0.99
28	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	10,310	27,532.85	283,863,692	50,179.83	517,354,136	0.95
29	フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	58,707	10,643.01	624,819,564	8,631.82	506,748,491	0.93
30	アメリカ	株式	ECOLAB INC	素材	13,372	34,390.19	459,865,666	37,338.29	499,287,721	0.92

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.43
		素材	3.75
		資本財	9.24
		商業・専門サービス	1.89
		運輸	0.56
		自動車・自動車部品	1.74
		耐久消費財・アパレル	1.71
		消費者サービス	2.50
		メディア・娯楽	7.26
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.96
		生活必需品流通・小売り	1.71
		食品・飲料・タバコ	1.62
		家庭用品・パーソナル用品	1.03
		ヘルスケア機器・サービス	4.37
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.50
		銀行	4.90
		金融サービス	9.12
		保険	0.66
		ソフトウェア・サービス	9.86
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.18
電気通信サービス	0.30		
公益事業	1.79		
半導体・半導体製造装置	9.76		

投資証券	—	—	1.56
合計			96.36

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.52%	59,040,000	2,116.88	1,249,807,502	2,159.61	1,275,037,599	2.52	2033/8/25	5.70
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.5%	8,210,000	14,839.64	1,218,334,970	14,872.03	1,220,993,819	3.5	2026/9/30	5.45
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	8,220,000	14,596.51	1,199,833,327	14,724.23	1,210,332,209	3.75	2030/12/31	5.41
4	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.55%	45,280,000	2,119.05	959,509,659	2,149.79	973,427,563	2.55	2028/10/15	4.35
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	8,450,000	10,113.14	854,560,888	10,548.26	891,328,570	1.875	2041/2/15	3.98
6	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 1.25%	5,720,000	14,300.93	818,013,539	14,804.00	846,789,257	1.25	2030/10/31	3.78
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.875%	4,940,000	15,277.36	754,701,808	14,879.09	735,027,433	3.875	2029/11/30	3.28
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.75%	6,300,000	11,332.12	713,923,690	11,138.27	701,711,186	2.75	2047/8/15	3.13
9	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0.8%	4,160,000	15,730.71	654,397,585	15,763.98	655,781,734	0.8	2025/6/22	2.93
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	4,120,000	15,415.44	635,116,514	15,222.38	627,162,248	4.375	2030/11/30	2.80
11	イタリア	国債証券	BTPS 3.85%	3,720,000	15,994.73	595,004,300	16,696.89	621,124,531	3.85	2034/7/1	2.77
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	4,000,000	14,819.03	592,761,497	15,056.33	602,253,409	4.25	2034/11/15	2.69
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	3,980,000	15,094.00	600,741,451	15,090.78	600,613,105	4.625	2025/6/30	2.68
14	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 2.7%	3,200,000	13,471.18	431,077,780	14,227.70	455,286,528	2.7	2048/10/31	2.03
15	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,160,000	19,321.63	417,347,274	19,540.20	422,068,493	4.75	2034/7/4	1.89
16	アメリカ	社債券	CITIGROUP INC 3.07%	2,700,000	14,134.66	381,635,920	14,505.26	391,642,047	3.07	2028/2/24	1.75
17	アメリカ	社債券	BURLINGTON RES 5.95%	2,300,000	15,963.96	367,171,286	16,024.20	368,556,638	5.95	2036/10/15	1.65
18	オランダ	社債券	COOPERATIEVE RAB 1.106%	2,500,000	14,019.37	350,484,368	14,366.26	359,156,666	1.106	2027/2/24	1.60
19	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.375%	2,000,000	18,517.46	370,349,320	17,940.69	358,813,962	4.375	2054/7/31	1.60
20	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 4.5%	1,740,000	19,242.10	334,812,561	19,344.31	336,591,165	4.5	2028/6/7	1.50
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	1,970,000	15,762.88	310,528,772	15,200.00	299,440,182	4.375	2034/5/15	1.34
22	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0%	2,000,000	14,452.33	289,046,784	14,934.55	298,691,040	0	2027/10/22	1.33
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	1,940,000	15,072.42	292,405,075	15,053.09	292,030,072	4.25	2026/1/31	1.30
24	ドイツ	社債券	ALLIANZ SE 3.5%	2,000,000	14,499.37	289,987,582	14,431.84	288,636,952	3.5	9999/99/99	1.29

25	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 1.25%	2,080,000	13,122.85	272,955,405	13,175.39	274,048,154	1.25	2036/5/25	1.22
26	フランス	国債証券	FRANCE O. A. T. 3.5%	1,560,000	16,397.62	255,802,974	16,684.16	260,272,896	3.5	2033/11/25	1.16
27	中国	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.67%	10,880,000	2,089.60	227,349,339	2,089.88	227,379,823	1.67	2026/6/15	1.02
28	イギリス	国債証券	TREASURY 4.5%	1,100,000	19,558.78	215,146,674	19,518.57	214,704,332	4.5	2034/9/7	0.96
29	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 0%	1,530,000	13,639.30	208,681,302	13,813.46	211,346,024	0	2032/2/15	0.94
30	オーストラリア	社債券	WESTPAC BANKING 4.322%	1,400,000	14,964.86	209,508,099	14,793.62	207,110,730	4.322	2031/11/23	0.93

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	82.03
地方債証券	0.88
特殊債券	0.96
社債券	13.95
合計	97.82

②投資不動産物件

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド
該当事項はありません。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	29	米ドル	8,405,207.5	1,267,000,979	8,721,750	1,314,716,595	2.42
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	45	ユーロ	2,263,215	360,303,828	2,145,600	341,579,520	0.62

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	3,354,000.00	489,574,427	504,218,894	0.92
	ユーロ	買建	580,000.00	92,336,130	92,160,144	0.16

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	オーストラリアドル	買建	200,000.00	19,955,760	19,597,940	0.08
	米ドル	売建	73,387.27	11,041,114	11,056,430	△0.04
	ユーロ	売建	54,604.28	8,677,985	8,689,692	△0.03
	オーストラリアドル	売建	216,657.70	21,582,499	21,230,222	△0.09

(注) 為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

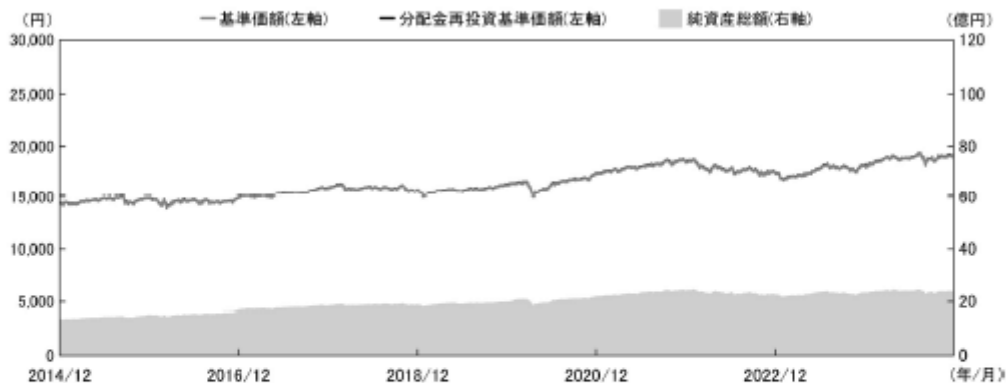
《参考情報》

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

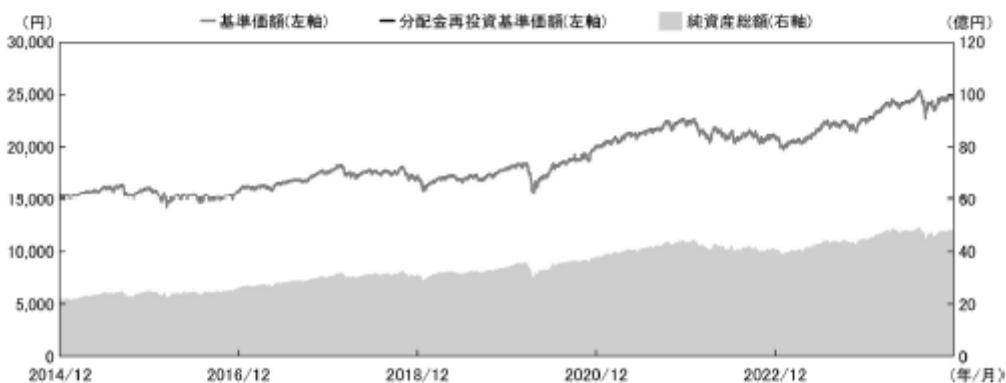
2024年11月29日現在

基準価額・純資産の推移

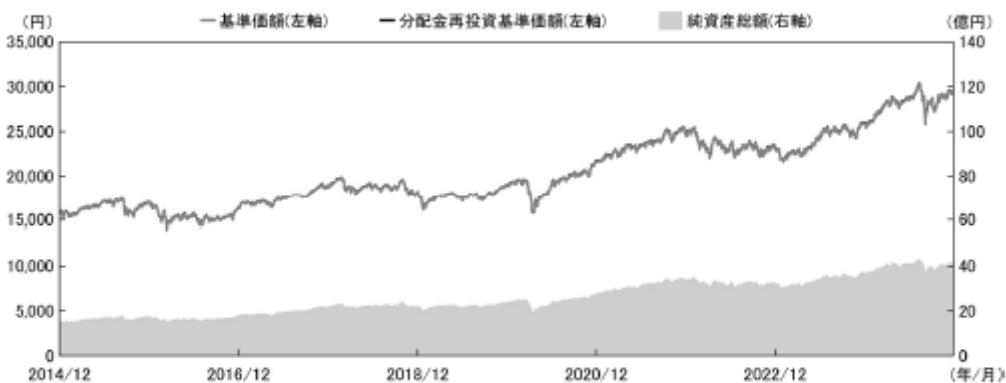
■ DCハートフルライフ (プラン30)



■ DCハートフルライフ (プラン50)



■ DCハートフルライフ (プラン70)



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

	プラン30	プラン50	プラン70
基準価額	19,019円	24,631円	29,113円
純資産総額	23億円	47億円	41億円

分配の推移

分配金の推移			
	プラン30	プラン50	プラン70
2024年11月	0円	0円	0円
2023年11月	0円	0円	0円
2022年11月	0円	0円	0円
2021年11月	0円	0円	0円
2020年11月	0円	0円	0円
設定来累計	30円	30円	30円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

主要な資産の状況

資産の組入比率

※四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

■DCハートフルライフ（プラン30）

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	18.61
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	1.84
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	58.76
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	10.45
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	9.88
その他の資産（負債控除後）	0.47
合計（純資産総額）	100.00

■DCハートフルライフ（プラン50）

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	27.73
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	2.76
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	38.54
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	20.70
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	9.82
その他の資産（負債控除後）	0.45
合計（純資産総額）	100.00

■DCハートフルライフ（プラン70）

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	41.13
明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド	4.08
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	19.18
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	25.32
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	9.82
その他の資産（負債控除後）	0.47
合計（純資産総額）	100.00

組入上位 10 銘柄 (各マザーファンド)

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名		業種	投資比率(%)
1	三和ホールディングス	金属製品	3.58
2	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.50
3	カブコン	情報・通信業	3.29
4	大塚商会	情報・通信業	3.24
5	第一生命ホールディングス	保険業	3.13
6	KDDI	情報・通信業	3.10
7	アドバンテスト	電気機器	3.04
8	ホシザキ	機械	2.95
9	MS & ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	2.92
10	キーエンス	電気機器	2.72

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名		業種	投資比率(%)
1	FCE	サービス業	4.20
2	日本ドライケミカル	機械	4.05
3	ファーストアカウンティング	情報・通信業	3.62
4	東邦瓦斯	電気・ガス業	3.25
5	トーヨーカネツ	機械	3.06
6	東京計器	精密機器	2.62
7	ノーリツ鋼機	精密機器	2.61
8	リオン	電気機器	2.60
9	インフロニア・ホールディングス	建設業	2.50
10	トーセイ	不動産業	2.41

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1 第1202回国庫短期証券	—	2024年12月20日	国債証券	6.17
2 第3回野村ホールディングス無担保永久社債(劣後特約付)*	1.3	2026年7月15日	社債	4.66
3 第83回利付国債30年	2.2	2054年6月20日	国債証券	4.16
4 第2回武田薬品工業無担保社債(劣後特約付)*	1.934	2029年6月25日	社債	3.88
5 第1回住友化学無担保社債(劣後特約付)*	1.3	2029年12月13日	社債	3.59
6 第9回ピー・シー・イー・エス・エー社債(劣後特約付)*	1.1	2026年12月16日	社債	3.53
7 第18回光通信無担保社債	1.79	2033年3月23日	社債	2.87
8 第452回利付国債2年	0.005	2025年9月1日	国債証券	2.66
9 2015第1回ソシエテジェネラル社債(劣後特約付)	2.195	2025年6月12日	社債	2.49
10 第185回利付国債20年	1.1	2043年6月20日	国債証券	2.43

*繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	6.28
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.98
3	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.29
4	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	4.21
5	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.81
6	META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	メディア・娯楽	2.15
7	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	金融サービス	2.00
8	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.88
9	WALMART INC	アメリカ	生活必需品流通・小売り	1.71
10	AMERICAN EXPRESS CO	アメリカ	金融サービス	1.47

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	CHINA GOVT BOND 2.52%	2.52	2033年 8月 25日	中国	国債証券	5.70
2	US TREASURY N/B 3.5%	3.5	2026年 9月 30日	アメリカ	国債証券	5.45
3	US TREASURY N/B 3.75%	3.75	2030年 12月 31日	アメリカ	国債証券	5.41
4	CHINA GOVT BOND 2.55%	2.55	2028年 10月 15日	中国	国債証券	4.35
5	US TREASURY N/B 1.875%	1.875	2041年 2月 15日	アメリカ	国債証券	3.98
6	SPANISH GOV'T 1.25%	1.25	2030年 10月 31日	スペイン	国債証券	3.78
7	US TREASURY N/B 3.875%	3.875	2029年 11月 30日	アメリカ	国債証券	3.28
8	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2047年 8月 15日	アメリカ	国債証券	3.13
9	BELGIAN 0.8%	0.8	2025年 6月 22日	ベルギー	国債証券	2.93
10	US TREASURY N/B 4.375%	4.375	2030年 11月 30日	アメリカ	国債証券	2.80

年間収益率の推移（暦年ベース）

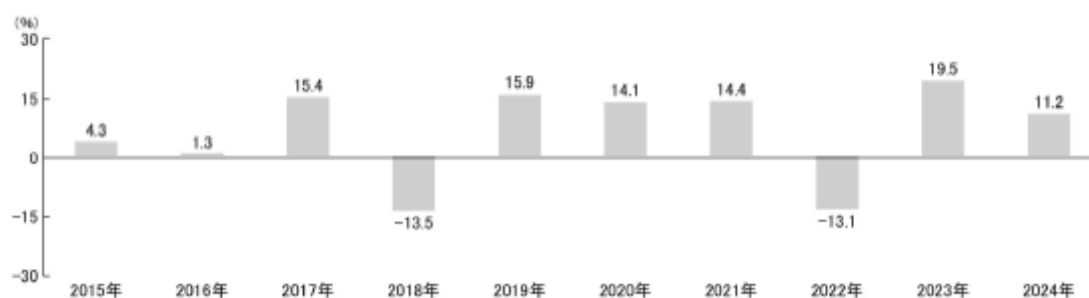
■ D Cハートフルライフ（プラン30）



■ D Cハートフルライフ（プラン50）



■ D Cハートフルライフ（プラン70）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2024年は11月末までの収益率を表示しています。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) ファンドの取得申込みは、確定拠出年金制度を利用する場合に限りです。
- (2) 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。
- (3) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- (4) お申込単位は、1円以上1円単位とします。
※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。
※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。
- (5) 申込手数料は、かかりません。
※販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づき収益分配金を再投資する場合も無手数料とします。
- (6) 申込代金（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社が別に定める所定の方法によりお支払いいただきます。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

- (7) ファンドは、収益分配金を自動的に無手数料でファンドに再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。
- (8) 申込期間中における取得申込の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに取得申込が行われ、かつ、当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

■受益権の取得申込者の制限について

受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等による取得の申込みに限るものとします。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

2【換金（解約）手続等】

・信託の一部解約（解約請求制）

- (1) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (3) 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。当該金額は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認ください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

- (4) 一部解約の実行請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、当該請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。なお、販売会社によっては受付時間が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- (6) 上記により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受け付けは、当該運営管理機関の取決めにしたがってください。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時） ホームページアドレス： https://www.myam.co.jp/
--

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

この信託の期間は無期限です。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として、毎年11月30日から翌年11月29日までとします。
ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

①信託の終了および繰上償還条項

1. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、委託会社はこの信託契約の解約を行わないものとします。
5. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 上記3. から5. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずに公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しないものとします。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「⑦信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、この信託は、その委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「⑦信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤償還金について

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに）、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑦信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、その変更事項のうちその内容が重要なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、この信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

⑧反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

⑨運用報告書

委託会社は、決算時および償還時に作成し、交付運用報告書は、知れている受益者に販売会社を通じて交付します。

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。ただし、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑩公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.myam.co.jp/>
2. 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑪関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

- ①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

(4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約またはその内容が重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託会社と受託会社の協議により定めた手続きにより行うものとします。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 23 期計算期間（2023 年 11 月 30 日から 2024 年 11 月 29 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DCハートフルライフ（プラン30）の2023年11月30日から2024年11月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田DCハートフルライフ（プラン30）の2024年11月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【明治安田DCハートフルライフ（プラン30）】

(1) 【貸借対照表】

期別	第22期 2023年11月29日現在	第23期 2024年11月29日現在
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,631,731	22,950,199
親投資信託受益証券	2,330,274,164	2,373,917,119
未収利息	-	128
流動資産合計	2,353,905,895	2,396,867,446
資産合計	2,353,905,895	2,396,867,446
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,158,311	863,735
未払受託者報酬	1,032,322	1,053,130
未払委託者報酬	9,677,963	9,873,016
未払利息	64	-
その他未払費用	64,459	65,762
流動負債合計	11,933,119	11,855,643
負債合計	11,933,119	11,855,643
純資産の部		
元本等		
元本	1,290,328,157	1,254,046,983
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,051,644,619	1,130,964,820
（分配準備積立金）	451,200,901	442,894,398
元本等合計	2,341,972,776	2,385,011,803
純資産合計	2,341,972,776	2,385,011,803
負債純資産合計	2,353,905,895	2,396,867,446

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	期別	第22期	第23期
		自 2022年11月30日 至 2023年11月29日	自 2023年11月30日 至 2024年11月29日
		金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取利息		133	16,146
有価証券売買等損益		111,540,151	132,322,955
営業収益合計		111,540,284	132,339,101
営業費用			
支払利息		8,824	4,287
受託者報酬		2,018,091	2,100,398
委託者報酬		18,919,460	19,691,083
その他費用		133,985	131,162
営業費用合計		21,080,360	21,926,930
営業利益又は営業損失 (△)		90,459,924	110,412,171
経常利益又は経常損失 (△)		90,459,924	110,412,171
当期純利益又は当期純損失 (△)		90,459,924	110,412,171
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		3,850,399	10,004,632
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		972,331,909	1,051,644,619
剰余金増加額又は欠損金減少額		98,551,899	116,912,574
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		98,551,899	116,912,574
剰余金減少額又は欠損金増加額		105,848,714	137,999,912
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		105,848,714	137,999,912
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-	-
分配金		-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		1,051,644,619	1,130,964,820

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2023年11月30日から2024年11月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第22期 2023年11月29日現在		第23期 2024年11月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,290,328,157口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,254,046,983口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.8150円 (18,150円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.9019円 (19,019円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2022年11月30日 至2023年11月29日		第23期 自2023年11月30日 至2024年11月29日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	24,966,117円	A 費用控除後の配当等収益額	29,960,205円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	17,718,235円
C 収益調整金額	733,839,192円	C 収益調整金額	756,785,139円
D 分配準備積立金額	426,234,784円	D 分配準備積立金額	395,215,958円
E 当ファンドの分配対象収益額	1,185,040,093円	E 当ファンドの分配対象収益額	1,199,679,537円
F 当ファンドの期末残存口数	1,290,328,157口	F 当ファンドの期末残存口数	1,254,046,983口
G 10,000口当たり収益分配対象額	9,183円	G 10,000口当たり収益分配対象額	9,566円
H 10,000口当たり分配金額	-円	H 10,000口当たり分配金額	-円
I 収益分配金金額	-円	I 収益分配金金額	-円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第22期 自2022年11月30日 至2023年11月29日	第23期 自2023年11月30日 至2024年11月29日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されてお	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ります。 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	<p>同左</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

	<p>第 22 期 2023 年 11 月 29 日現在</p>	<p>第 23 期 2024 年 11 月 29 日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	<p>第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日</p>	<p>第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日</p>
	<p>当計算期間の損益に含まれた評価差額</p>	<p>当計算期間の損益に含まれた評価差額</p>
<p>親投資信託受益証券</p>	<p>99,745,339</p>	<p>110,028,012</p>
<p>合計</p>	<p>99,745,339</p>	<p>110,028,012</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)
 元本の移動

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日
期首元本額	1,302,641,667 円	1,290,328,157 円
期中追加設定元本額	129,522,474 円	132,440,089 円
期中一部解約元本額	141,835,984 円	168,721,263 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	208,424,017	443,734,732	
	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファン ド	9,385,061	43,987,780	
	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	78,589,323	235,595,072	
	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	1,010,623,328	1,401,431,368	
	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	36,148,525	249,168,167	
	合計	1,343,170,254	2,373,917,119	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DCハートフルライフ（プラン50）の2023年11月30日から2024年11月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田DCハートフルライフ（プラン50）の2024年11月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【明治安田DCハートフルライフ（プラン50）】

(1) 【貸借対照表】

期別	第22期 2023年11月29日現在	第23期 2024年11月29日現在
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	47,595,566	45,775,723
親投資信託受益証券	4,470,413,665	4,766,488,805
未収入金	2,490,000	4,650,000
未収利息	-	256
流動資産合計	4,520,499,231	4,816,914,784
資産合計	4,520,499,231	4,816,914,784
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,900,718	3,308,151
未払受託者報酬	1,944,726	2,104,479
未払委託者報酬	21,635,042	23,412,304
未払利息	130	-
その他未払費用	121,485	131,469
流動負債合計	27,602,101	28,956,403
負債合計	27,602,101	28,956,403
純資産の部		
元本等		
元本	1,994,878,035	1,943,893,095
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,498,019,095	2,844,065,286
（分配準備積立金）	1,166,199,137	1,415,772,937
元本等合計	4,492,897,130	4,787,958,381
純資産合計	4,492,897,130	4,787,958,381
負債純資産合計	4,520,499,231	4,816,914,784

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別	第22期	第23期
	自 2022年11月30日 至 2023年11月29日	自 2023年11月30日 至 2024年11月29日
科目	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	265	34,613
有価証券売買等損益	367,353,618	469,455,140
営業収益合計	367,353,883	469,489,753
営業費用		
支払利息	17,795	8,498
受託者報酬	3,724,374	4,163,356
委託者報酬	41,433,573	46,317,286
その他費用	247,814	260,090
営業費用合計	45,423,556	50,749,230
営業利益又は営業損失 (△)	321,930,327	418,740,523
経常利益又は経常損失 (△)	321,930,327	418,740,523
当期純利益又は当期純損失 (△)	321,930,327	418,740,523
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	8,373,867	36,833,823
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	2,134,963,168	2,498,019,095
剰余金増加額又は欠損金減少額	217,691,091	263,090,475
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	217,691,091	263,090,475
剰余金減少額又は欠損金増加額	168,191,624	298,950,984
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	168,191,624	298,950,984
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,498,019,095	2,844,065,286

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2023年11月30日から2024年11月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第22期 2023年11月29日現在		第23期 2024年11月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,994,878,035 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,943,893,095 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.2522 円 (22,522 円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.4631 円 (24,631 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2022年11月30日 至2023年11月29日		第23期 自2023年11月30日 至2024年11月29日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	55,464,582 円	A 費用控除後の配当等収益額	67,195,518 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	36,578,508 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	314,711,182 円
C 収益調整金額	1,582,695,354 円	C 収益調整金額	1,645,255,818 円
D 分配準備積立金額	1,074,156,047 円	D 分配準備積立金額	1,033,866,237 円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,748,894,491 円	E 当ファンドの分配対象収益額	3,061,028,755 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,994,878,035 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,943,893,095 口
G 10,000口当たり収益分配対象額	13,779 円	G 10,000口当たり収益分配対象額	15,746 円
H 10,000口当たり分配金額	-円	H 10,000口当たり分配金額	-円
I 収益分配金金額	-円	I 収益分配金金額	-円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第22期 自2022年11月30日 至2023年11月29日	第23期 自2023年11月30日 至2024年11月29日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されてお	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ります。 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	<p>同左</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

	<p>第 22 期 2023 年 11 月 29 日現在</p>	<p>第 23 期 2024 年 11 月 29 日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

<p>種類</p>	<p>第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日</p>	<p>第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日</p>
	<p>当計算期間の損益に含まれた評価差額</p>	<p>当計算期間の損益に含まれた評価差額</p>
<p>親投資信託受益証券</p>	<p>349, 773, 116</p>	<p>405, 005, 564</p>
<p>合計</p>	<p>349, 773, 116</p>	<p>405, 005, 564</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)
元本の移動

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日
期首元本額	1,956,029,659 円	1,994,878,035 円
期中追加設定元本額	192,984,782 円	186,563,900 円
期中一部解約元本額	154,136,406 円	237,548,840 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	623,552,981	1,327,544,296	
	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファン ド	28,195,912	132,154,239	
	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	156,894,543	470,338,461	
	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	1,330,805,087	1,845,427,414	
	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	143,774,666	991,024,395	
	合計	2,283,223,189	4,766,488,805	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年2月7日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福村 寛

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DCハートフルライフ（プラン70）の2023年11月30日から2024年11月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田DCハートフルライフ（プラン70）の2024年11月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【明治安田DCハートフルライフ（プラン70）】

(1) 【貸借対照表】

期別	第22期 2023年11月29日現在	第23期 2024年11月29日現在
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	44,939,654	46,515,566
親投資信託受益証券	3,697,193,870	4,086,353,221
未収入金	-	170,000
未収利息	-	261
流動資産合計	3,742,133,524	4,133,039,048
資産合計	3,742,133,524	4,133,039,048
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,625,404	2,643,085
未払受託者報酬	1,583,814	1,800,388
未払委託者報酬	19,995,543	22,729,761
未払利息	123	-
その他未払費用	98,930	112,462
流動負債合計	26,303,814	27,285,696
負債合計	26,303,814	27,285,696
純資産の部		
元本等		
元本	1,441,080,138	1,410,276,684
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,274,749,572	2,695,476,668
（分配準備積立金）	1,004,048,770	1,296,063,090
元本等合計	3,715,829,710	4,105,753,352
純資産合計	3,715,829,710	4,105,753,352
負債純資産合計	3,742,133,524	4,133,039,048

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別	第22期	第23期
	自 2022年11月30日 至 2023年11月29日	自 2023年11月30日 至 2024年11月29日
科目	金額 (円)	金額 (円)
営業収益		
受取利息	222	30,950
有価証券売買等損益	411,246,819	525,719,351
営業収益合計	411,247,041	525,750,301
営業費用		
支払利息	15,381	7,514
受託者報酬	2,984,917	3,537,305
委託者報酬	37,684,326	44,658,304
その他費用	198,814	220,960
営業費用合計	40,883,438	48,424,083
営業利益又は営業損失 (△)	370,363,603	477,326,218
経常利益又は経常損失 (△)	370,363,603	477,326,218
当期純利益又は当期純損失 (△)	370,363,603	477,326,218
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	13,323,639	48,952,910
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	1,840,860,681	2,274,749,572
剰余金増加額又は欠損金減少額	266,606,895	325,161,080
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	266,606,895	325,161,080
剰余金減少額又は欠損金増加額	189,757,968	332,807,292
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	189,757,968	332,807,292
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	2,274,749,572	2,695,476,668

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は2023年11月30日から2024年11月29日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第22期 2023年11月29日現在		第23期 2024年11月29日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,441,080,138 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	1,410,276,684 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.5785 円 (25,785 円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.9113 円 (29,113 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第22期 自2022年11月30日 至2023年11月29日		第23期 自2023年11月30日 至2024年11月29日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	49,983,147 円	A 費用控除後の配当等収益額	62,617,308 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	127,958,108 円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	365,756,000 円
C 収益調整金額	1,586,836,458 円	C 収益調整金額	1,668,547,562 円
D 分配準備積立金額	826,107,515 円	D 分配準備積立金額	867,689,782 円
E 当ファンドの分配対象収益額	2,590,885,228 円	E 当ファンドの分配対象収益額	2,964,610,652 円
F 当ファンドの期末残存口数	1,441,080,138 口	F 当ファンドの期末残存口数	1,410,276,684 口
G 10,000口当たり収益分配対象額	17,978 円	G 10,000口当たり収益分配対象額	21,021 円
H 10,000口当たり分配金額	-円	H 10,000口当たり分配金額	-円
I 収益分配金金額	-円	I 収益分配金金額	-円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第22期 自2022年11月30日 至2023年11月29日	第23期 自2023年11月30日 至2024年11月29日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されてお	同左

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>ります。 委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。 市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。 信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。 また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p>	<p>同左</p>
<p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

	<p>第 22 期 2023 年 11 月 29 日現在</p>	<p>第 23 期 2024 年 11 月 29 日現在</p>
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>2. 時価の算定方法</p>	<p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同左</p> <p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	<p>第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日</p>	<p>第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日</p>
	<p>当計算期間の損益に含まれた評価差額</p>	<p>当計算期間の損益に含まれた評価差額</p>
<p>親投資信託受益証券</p>	<p>396,061,259</p>	<p>465,488,409</p>
<p>合計</p>	<p>396,061,259</p>	<p>465,488,409</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)
元本の移動

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 11 月 30 日 至 2023 年 11 月 29 日	第 23 期 自 2023 年 11 月 30 日 至 2024 年 11 月 29 日
期首元本額	1,394,760,135 円	1,441,080,138 円
期中追加設定元本額	189,992,686 円	178,259,401 円
期中一部解約元本額	143,672,683 円	209,062,855 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド	793,095,359	1,688,500,019	
	明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファン ド	35,755,763	167,587,261	
	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	134,485,919	403,161,887	
	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	568,010,137	787,659,656	
	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	150,799,286	1,039,444,398	
	合計	1,682,146,464	4,086,353,221	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

期別	2024年11月29日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	641,543
コール・ローン	53,789,334
株式	7,515,178,920
未収配当金	52,658,789
未収利息	301
流動資産合計	7,622,268,887
資産合計	7,622,268,887
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,680,000
流動負債合計	2,680,000
負債合計	2,680,000
純資産の部	
元本等	
元本	3,579,013,842
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	4,040,575,045
元本等合計	7,619,588,887
純資産合計	7,619,588,887
負債純資産合計	7,622,268,887

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2024年11月29日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年11月30日
期首元本額	3,706,116,077円
期末元本額	3,579,013,842円
期中追加設定元本額	484,026,369円
期中一部解約元本額	611,128,604円
元本の内訳※	
明治安田DC日本株式リサーチオープン	1,164,293,299円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	793,095,359円
明治安田DCグローバルバランスオープン	755,884,628円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	208,424,017円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	623,552,981円
明治安田VA日本株式オープン(適格機関投資家私募)	28,341,655円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	1,902,092円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	3,519,811円
2. 1口当たり純資産額	2.1290円
(10,000口当たり純資産額)	(21,290円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
エクシオグループ	36,000	1,752.50	63,090,000	
日清食品ホールディングス	11,900	3,978.00	47,338,200	
グンゼ	6,700	5,180.00	34,706,000	
日産化学	28,900	5,213.00	150,655,700	
信越化学工業	29,200	5,554.00	162,176,800	
ユニ・チャーム	24,500	3,891.00	95,329,500	
アステラス製薬	47,200	1,561.50	73,702,800	
中外製薬	28,700	6,598.00	189,362,600	
第一三共	23,700	4,749.00	112,551,300	
ペプチドリーム	52,800	2,941.50	155,311,200	
日本特殊陶業	16,500	4,634.00	76,461,000	
三和ホールディングス	60,500	4,509.00	272,794,500	
SMC	1,200	63,540.00	76,248,000	
小松製作所	32,300	4,026.00	130,039,800	
荏原製作所	50,600	2,239.50	113,318,700	
ダイキン工業	6,000	18,095.00	108,570,000	
SANKYO	45,400	2,122.50	96,361,500	
ホシザキ	37,100	6,055.00	224,640,500	
ソニーグループ	55,200	3,007.00	165,986,400	
堀場製作所	7,100	8,548.00	60,690,800	
アドバンテスト	28,100	8,240.00	231,544,000	
キーエンス	3,200	64,720.00	207,104,000	
村田製作所	52,200	2,510.00	131,022,000	
SCREENホールディングス	9,900	9,402.00	93,079,800	
東京エレクトロン	6,700	23,310.00	156,177,000	
デンソー	34,100	2,129.00	72,598,900	
アイシン	70,300	1,578.00	110,933,400	
SUBARU	24,600	2,406.50	59,199,900	

ヤマハ発動機	56,600	1,300.50	73,608,300	
シマノ	3,200	20,950.00	67,040,000	
HOYA	9,700	19,260.00	186,822,000	
朝日インテック	33,300	2,590.50	86,263,650	
任天堂	18,400	8,810.00	162,104,000	
T I S	40,800	3,664.00	149,491,200	
大塚商会	66,100	3,732.00	246,685,200	
B I P R O G Y	34,100	4,660.00	158,906,000	
K D D I	47,700	4,950.00	236,115,000	
ソフトバンク	687,700	193.10	132,794,870	
カプコン	71,500	3,506.00	250,679,000	
コナミグループ	13,300	14,775.00	196,507,500	
ダイワボウホールディングス	13,200	3,060.00	40,392,000	
伊藤忠商事	23,800	7,384.00	175,739,200	
三井物産	46,500	3,136.00	145,824,000	
住友商事	45,900	3,208.00	147,247,200	
物語コーポレーション	13,200	3,610.00	47,652,000	
良品計画	43,500	3,070.00	133,545,000	
三井住友フィナンシャルグループ	72,300	3,686.00	266,497,800	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	66,500	3,341.00	222,176,500	
第一生命ホールディングス	58,800	4,051.00	238,198,800	
オリックス	60,400	3,367.00	203,366,800	
大東建託	12,300	16,725.00	205,717,500	
テクノプロ・ホールディングス	33,200	2,745.50	91,150,600	
リクルートホールディングス	17,300	10,385.00	179,660,500	
合 計	2,419,900		7,515,178,920	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

	期別	2024年11月29日現在
科目		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		86,852,262
株式		4,361,786,900
未収入金		80,135,888
未収配当金		28,816,400
未収利息		487
流動資産合計		4,557,591,937
資産合計		4,557,591,937
負債の部		
流動負債		
未払金		98,278,794
未払解約金		140,000
流動負債合計		98,418,794
負債合計		98,418,794
純資産の部		
元本等		
元本		951,401,321
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		3,507,771,822
元本等合計		4,459,173,143
純資産合計		4,459,173,143
負債純資産合計		4,557,591,937

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2024年11月29日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年11月30日
期首元本額	946,542,531円
期末元本額	951,401,321円
期中追加設定元本額	177,977,667円
期中一部解約元本額	173,118,877円
元本の内訳※	
明治安田DC中小型株式オープン	789,224,205円
明治安田DC日本株式リサーチオープン	52,873,080円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	35,755,763円
明治安田DCグローバルバランスオープン	34,447,991円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	9,385,061円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	28,195,912円
明治安田VA日本株式オープン(適格機関投資家私募)	1,271,514円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	86,872円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	160,923円
2. 1口当たり純資産額	4.6870円
(10,000口当たり純資産額)	(46,870円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
サカタのタネ	5,000	3,420.00	17,100,000	
東鉄工業	28,700	3,210.00	92,127,000	
ヴィス	27,500	1,270.00	34,925,000	
インフロニア・ホールディングス	92,000	1,214.00	111,688,000	
東洋エンジニアリング	153,000	694.00	106,182,000	
オカムラ食品工業	18,000	4,320.00	77,760,000	
アツギ	60,000	994.00	59,640,000	
日本曹達	10,000	2,705.00	27,050,000	
エア・ウォーター	54,000	1,853.50	100,089,000	
日油	30,000	2,234.00	67,020,000	
日華化学	9,000	1,136.00	10,224,000	
上村工業	5,200	10,600.00	55,120,000	
東洋合成工業	8,000	5,840.00	46,720,000	
富士石油	80,000	289.00	23,120,000	
大太平洋金属	50,000	1,409.00	70,450,000	
三菱製鋼	40,000	1,381.00	55,240,000	
DOWAホールディングス	4,000	4,473.00	17,892,000	
日本ドライケミカル	45,600	3,960.00	180,576,000	
JRC	69,000	916.00	63,204,000	
ヤマシンフィルタ	145,000	580.00	84,100,000	
トーヨーカネツ	33,200	4,115.00	136,618,000	
大同工業	110,000	742.00	81,620,000	
湖北工業	21,500	3,410.00	73,315,000	
リオン	45,000	2,580.00	116,100,000	
日本ケミコン	70,000	1,086.00	76,020,000	
NOK	28,000	2,247.00	62,916,000	
東京計器	35,000	3,335.00	116,725,000	
ノーリツ鋼機	26,000	4,480.00	116,480,000	

粧美堂	62,500	507.00	31,687,500
フルヤ金属	22,500	3,445.00	77,512,500
東北電力	30,000	1,215.00	36,450,000
東邦瓦斯	37,100	3,912.00	145,135,200
九州旅客鉄道	19,000	3,937.00	74,803,000
VRAIN Solution	37,500	1,815.00	68,062,500
エニグモ	135,000	300.00	40,500,000
セレス	15,000	2,286.00	34,290,000
コアコンセプト・テクノロジー	31,800	1,117.00	35,520,600
セーフィー	100,000	896.00	89,600,000
ラクスル	80,000	1,120.00	89,600,000
フリー	10,000	2,948.00	29,480,000
ACCESS	10,000	1,247.00	12,470,000
トリプルアイズ	66,000	1,249.00	82,434,000
eWeLL	30,000	1,949.00	58,470,000
エコナビスタ	12,000	1,568.00	18,816,000
ファーストアカウンティング	107,000	1,507.00	161,249,000
ラクト・ジャパン	28,500	2,882.00	82,137,000
ジーデップ・アドバンス	14,800	2,402.00	35,549,600
サンエー	20,000	2,733.00	54,660,000
ジョイフル本田	40,000	1,781.00	71,240,000
サンドラッグ	15,000	3,686.00	55,290,000
十六フィナンシャルグループ	15,000	4,275.00	64,125,000
池田泉州ホールディングス	130,000	388.00	50,440,000
SREホールディングス	21,000	3,240.00	68,040,000
ジェイ・エス・ビー	27,000	2,728.00	73,656,000
トーセイ	44,000	2,439.00	107,316,000
アストロスケールホールディングス	70,000	872.00	61,040,000
タイミー	15,000	1,192.00	17,880,000
テイクアンドギヴ・ニーズ	110,000	921.00	101,310,000
エアトリ	56,000	1,133.00	63,448,000
NextOne	28,000	1,393.00	39,004,000
大栄環境	21,000	3,010.00	63,210,000
FCE	190,000	986.00	187,340,000
合計	2,953,400		4,361,786,900

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

	期別	2024年11月29日現在
科目		金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		559,424,803
国債証券		12,656,879,817
特殊債券		1,212,057,829
社債券		21,320,997,300
未収入金		527,735,050
未収利息		138,565,657
前払費用		20,201,088
流動資産合計		36,435,861,544
資産合計		36,435,861,544
負債の部		
流動負債		
未払金		295,674,980
未払解約金		37,330,000
流動負債合計		333,004,980
負債合計		333,004,980
純資産の部		
元本等		
元本		26,035,282,498
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		10,067,574,066
元本等合計		36,102,856,564
純資産合計		36,102,856,564
負債純資産合計		36,435,861,544

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2024年11月29日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年11月30日
期首元本額	32,123,275,229円
期末元本額	26,035,282,498円
期中追加設定元本額	3,883,256,616円
期中一部解約元本額	9,971,249,347円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	111,256,867円
明治安田日本債券オープン(年1回決算型)	2,990,249,448円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	568,010,137円
明治安田DCグローバルバランスオープン	986,424,284円
明治安田日本債券オープン(毎月決算型)	5,101,542,533円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	1,010,623,328円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	1,330,805,087円
明治安田DC日本債券オープン	11,622,527,432円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	9,704,601円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	7,947,364円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	2,296,191,417円
2. 1口当たり純資産額	1.3867円
(10,000口当たり純資産額)	(13,867円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第452回利付国債2年	965,000,000	962,008,500	
	第466回利付国債2年	420,000,000	419,281,800	
	第172回利付国債5年	200,000,000	198,192,000	
	第8回利付国債40年	270,000,000	219,366,900	
	第10回利付国債40年	205,000,000	140,129,800	
	第12回利付国債40年	73,000,000	41,483,710	
	第17回利付国債40年	442,000,000	404,876,420	
	第376回利付国債10年	440,000,000	434,134,800	
	第46回利付国債30年	251,000,000	235,430,470	
	第49回利付国債30年	76,000,000	69,347,720	
	第50回利付国債30年	160,000,000	128,729,600	
	第51回利付国債30年	200,000,000	142,574,000	
	第55回利付国債30年	217,000,000	170,568,510	
	第79回利付国債30年	72,000,000	56,595,600	
	第80回利付国債30年	267,000,000	243,028,740	
	第82回利付国債30年	318,000,000	288,403,740	
	第83回利付国債30年	1,516,000,000	1,502,537,920	
	第84回利付国債30年	466,000,000	451,115,960	
	第167回利付国債20年	51,000,000	44,925,390	
	第168回利付国債20年	592,000,000	511,126,880	
	第170回利付国債20年	202,000,000	169,964,820	
	第172回利付国債20年	498,000,000	420,939,480	
	第173回利付国債20年	271,000,000	227,813,440	
	第174回利付国債20年	235,000,000	196,460,000	
第176回利付国債20年	781,000,000	656,789,760		
第185回利付国債20年	978,000,000	876,102,180		
第188回利付国債20年	247,000,000	238,557,540		

	第190回利付国債20年	601,000,000	596,642,750
	第1202回国庫短期証券	2,229,000,000	2,228,843,970
	第1268回国庫短期証券	381,000,000	380,907,417
国債証券 合計		13,624,000,000	12,656,879,817
特殊債券	第1回アフリカ輸出入銀行円貨債券	600,000,000	598,968,000
	第144回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	144,022,000	131,565,537
	第149回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	536,984,000	481,524,292
特殊債券 合計		1,281,006,000	1,212,057,829
社債券	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債 (劣後特約付)	1,300,000,000	1,275,756,300
	第1回フォルヴィア・エス・イー円貨社債	300,000,000	298,668,000
	2015第1回ソシエテジェネラル円貨社債 (劣後特約付)	900,000,000	900,594,000
	第4回大和ハウス工業無担保社債 (劣後特約付)	300,000,000	296,578,800
	第3回積水ハウス無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	406,296,400
	第2回アフラック生命保険 (劣後特約付)	300,000,000	298,039,200
	第4回住友生命第1回劣後ローン流動化永久社債 (劣後特約付)	100,000,000	99,990,200
	第1回日本生命第9回劣後ローン流動化劣後債	100,000,000	100,238,400
	第2回ヒューリック無担保社債 (劣後特約付)	500,000,000	500,282,000
	第4回ヒューリック無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	193,484,800
	第1回住友化学無担保社債 (劣後特約付)	1,400,000,000	1,296,598,800
	第2回武田薬品工業無担保社債 (劣後特約付)	1,400,000,000	1,400,817,600
	第2回ENEOSホールディングス無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	93,090,600
	第3回ENEOSホールディングス無担保社債 (劣後特約付)	500,000,000	431,378,500
	第5回ENEOSホールディングス無担保社債 (劣後特約付)	700,000,000	691,310,900
	第3回東海カーボン無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	99,778,800
	第3回日本製鉄無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	97,430,700
	第5回日本製鉄無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	99,816,400
	第6回日本製鉄無担保社債 (劣後特約付)	700,000,000	698,121,200
	第71回神戸製鋼所無担保社債	100,000,000	98,880,000
	第3回かんば生命無担保社債 (劣後特約付)	600,000,000	588,108,600
	第33回マツダ無担保社債	200,000,000	200,780,000
	第34回マツダ無担保社債	100,000,000	100,118,000
第10回長瀬産業無担保社債	100,000,000	100,200,000	

第8回三井住友トラストグループ無担保永久社債 (劣後特約付)	100,000,000	99,349,400	
第15回三井住友フィナンシャルグループ無担保永久社債 (劣後特約付)	400,000,000	397,731,600	
第30回みずほフィナンシャルグループ無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	100,528,000	
第15回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債 (劣後特約付)	400,000,000	395,674,800	
第2回芙蓉総合リース無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	99,099,700	
第38回N T Tファイナンス無担保社債	100,000,000	99,109,000	
第3回東京センチュリー無担保社債 (劣後特約付)	100,000,000	96,251,600	
第28回S B Iホールディングス無担保社債	200,000,000	197,898,000	
第35回S B Iホールディングス無担保社債	200,000,000	196,524,000	
第37回S B Iホールディングス無担保社債	200,000,000	197,748,000	
第40回S B Iホールディングス無担保社債	100,000,000	99,368,000	
第67回アイフル無担保社債	100,000,000	98,860,000	
第6回オリックス無担保社債 (劣後特約付)	200,000,000	198,309,800	
第1回三菱HCキャピタル無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	393,070,000	
第2回野村ホールディングス無担保永久社債 (劣後特約付)	100,000,000	100,026,500	
第3回野村ホールディングス無担保永久社債 (劣後特約付)	1,700,000,000	1,681,959,600	
第4回損害保険ジャパン無担保社債 (劣後特約付)	400,000,000	405,817,200	
第68回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	58,404,000	
第71回西日本旅客鉄道無担保社債	200,000,000	118,844,000	
第77回西日本旅客鉄道無担保社債	100,000,000	57,736,000	
第54回東京地下鉄 (一般担保付)	200,000,000	118,402,000	
第21回ソフトバンク無担保社債	200,000,000	196,460,000	
第18回光通信無担保社債	1,100,000,000	1,034,814,000	
第30回光通信無担保社債	200,000,000	186,948,000	
第8回GMOインターネット無担保社債	200,000,000	196,312,000	
第11回GMOインターネット無担保社債	100,000,000	99,459,000	
第328回北陸電力 (一般担保付)	500,000,000	450,665,000	
第332回北陸電力 (一般担保付)	700,000,000	611,296,000	
第569回東北電力 (一般担保付)	100,000,000	100,291,000	
第530回九州電力 (一般担保付)	100,000,000	100,000,000	
第62回電源開発無担保社債	100,000,000	89,597,000	
第50回東京電力パワーグリッド (一般担保付)	100,000,000	95,650,000	

第66回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	200,000,000	192,864,000	
第69回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	100,109,000	
第76回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	200,000,000	203,236,000	
第79回東京電力パワーグリッド（一般担保付）	100,000,000	98,953,000	
第4回東京電力リニューアブルパワー無担保社債	300,000,000	296,562,000	
第56回ソフトバンクグループ無担保社債	110,000,000	108,920,900	
第58回ソフトバンクグループ無担保社債	400,000,000	401,400,000	
第61回ソフトバンクグループ無担保社債	700,000,000	694,043,000	
第3回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	200,000,000	194,550,000	
第5回ソフトバンクグループ無担保社債（劣後特約付）	300,000,000	291,798,000	
社債券 合計	22,110,000,000	21,320,997,300	
合計	37,015,006,000	35,189,934,946	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

	期別	2024年11月29日現在
科目		金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		955,460,715
コール・ローン		493,004,574
株式		51,455,149,692
投資証券		848,363,748
派生商品評価勘定		64,852,158
未収入金		188,896,304
未収配当金		27,806,395
未収利息		2,766
差入委託証拠金		268,398,967
流動資産合計		54,301,935,319
資産合計		54,301,935,319
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		21,334,691
未払解約金		3,550,000
流動負債合計		24,884,691
負債合計		24,884,691
純資産の部		
元本等		
元本		7,874,296,300
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		46,402,754,328
元本等合計		54,277,050,628
純資産合計		54,277,050,628
負債純資産合計		54,301,935,319

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2024年11月29日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年11月30日
期首元本額	6,936,512,947円
期末元本額	7,874,296,300円
期中追加設定元本額	1,496,698,189円
期中一部解約元本額	558,914,836円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	20,600,448円
にいがた未来応援グローバル株式ファンド	1,393,821,922円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	150,799,286円
明治安田DCグローバルバランスオープン	158,384,140円
明治安田DC外国株式リサーチオープン	5,569,657,146円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	36,148,525円

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	143,774,666 円
明治安田VAハートフルライフ30（適格機関投資家私募）	323,092 円
明治安田VAハートフルライフ50（適格機関投資家私募）	797,209 円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	399,989,866 円
2. 1口当たり純資産額	6.8929 円
（10,000口当たり純資産額）	（68,929 円）

（注）＊は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	EOG RESOURCES INC	34,379	133.09	4,575,501.11	
	ECOLAB INC	13,372	247.70	3,312,244.40	
	ELEMENT SOLUTIONS INC	35,800	28.47	1,019,226.00	
	SMURFIT WESTROCK PLC	46,658	54.76	2,554,992.08	
	VULCAN MATERIALS CO	8,368	286.39	2,396,511.52	
	AMETEK INC	16,586	195.10	3,235,928.60	
	CARRIER GLOBAL CORP	25,942	76.90	1,994,939.80	
	EATON CORP PLC	12,856	371.98	4,782,174.88	
	HEICO CORP-CLASS A	17,042	210.36	3,584,955.12	
	QUANTA SERVICES INC	10,423	343.94	3,584,886.62	
	VERTIV HOLDINGS CO-A	17,845	126.94	2,265,244.30	
	WW GRAINGER INC	1,949	1,205.87	2,350,240.63	
	XYLEM INC	19,342	125.61	2,429,548.62	
	REPUBLIC SERVICES INC	13,561	218.28	2,960,095.08	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	19,369	77.36	1,498,385.84	
	UNION PACIFIC CORP	8,232	245.23	2,018,733.36	
	APTIV PLC	20,527	55.52	1,139,659.04	
	TESLA INC	10,310	332.89	3,432,095.90	
	PULTEGROUP INC	11,902	136.53	1,624,980.06	
	BOOKING HOLDINGS INC	984	5,223.15	5,139,579.60	
	BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUT	5,985	115.25	689,771.25	
	ALPHABET INC-CL A	89,473	169.23	15,141,515.79	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	13,591	569.20	7,735,997.20	
	PINTEREST INC- CLASS A	36,973	30.32	1,121,021.36	
	WALT DISNEY CO/THE	10,834	117.60	1,274,078.40	
	AMAZON.COM INC	49,166	205.74	10,115,412.84	
HOME DEPOT INC	9,349	427.19	3,993,799.31		
MERCADOLIBRE INC	765	2,044.76	1,564,241.40		
TJX COMPANIES INC	17,234	126.36	2,177,688.24		

WALMART INC	67,004	91.88	6,156,327.52
PEPSICO INC	16,484	162.72	2,682,276.48
PROCTER & GAMBLE CO/THE	20,685	179.36	3,710,061.60
ABBOTT LABORATORIES	27,685	118.95	3,293,130.75
ALIGN TECHNOLOGY INC	3,677	229.66	844,459.82
BOSTON SCIENTIFIC CORP	22,416	90.75	2,034,252.00
INSULET CORP	7,821	266.92	2,087,581.32
INTUITIVE SURGICAL INC	5,536	538.55	2,981,412.80
UNITEDHEALTH GROUP INC	7,380	608.38	4,489,844.40
ABBVIE INC	21,530	183.08	3,941,712.40
AGILENT TECHNOLOGIES INC	5,705	138.14	788,088.70
DANAHER CORP	8,221	238.83	1,963,421.43
ELI LILLY AND COMPANY	3,635	788.19	2,865,070.65
JOHNSON & JOHNSON	11,589	155.40	1,800,930.60
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	6,166	521.66	3,216,555.56
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	3,284	464.56	1,525,615.04
ZOETIS INC	7,704	176.74	1,361,604.96
CITIGROUP INC	37,607	70.16	2,638,507.12
JPMORGAN CHASE & CO	27,051	249.79	6,757,069.29
US BANCORP	66,893	53.48	3,577,437.64
AMERICAN EXPRESS CO	17,400	304.25	5,293,950.00
BLACKROCK INC	3,578	1,019.45	3,647,592.10
PAYPAL HOLDINGS INC	10,578	86.57	915,737.46
S&P GLOBAL INC	8,358	522.86	4,370,063.88
SCHWAB (CHARLES) CORP	21,990	82.60	1,816,374.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	27,795	136.04	3,781,231.80
VISA INC-CLASS A SHARES	22,854	314.70	7,192,153.80
ACCENTURE PLC-CL A	2,873	362.16	1,040,485.68
DOCUSIGN INC	2,639	80.38	212,122.82
MICROSOFT CORP	50,901	422.99	21,530,613.99
PALO ALTO NETWORKS INC	1,750	384.37	672,647.50
ROPER TECHNOLOGIES INC	5,705	564.35	3,219,616.75
SERVICENOW INC	3,680	1,041.40	3,832,352.00
SYNOPSYS INC	5,392	547.74	2,953,414.08
APPLE INC	81,033	234.93	19,037,082.69

	KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	11,302	168.61	1,905,630.22
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	24,113	44.38	1,070,134.94
	NEXTERA ENERGY INC	39,114	78.52	3,071,231.28
	SEMPRA	26,857	94.28	2,532,077.96
	ARM HOLDINGS PLC-ADR	8,078	133.37	1,077,362.86
	BROADCOM INC	15,047	159.67	2,402,554.49
	NVIDIA CORP	167,121	135.34	22,618,156.14
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	11,142	181.19	2,018,818.98
	TEXAS INSTRUMENTS INC	4,204	199.19	837,394.76
	米ドル 小計	1,530,394		275,477,608.61 (41,525,494,721)
カナダドル	SUNCOR ENERGY INC	111,053	55.77	6,193,425.81
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	20,949	65.27	1,367,341.23
	BANK OF NOVA SCOTIA	29,491	79.80	2,353,381.80
	SHOPIFY INC - CLASS A	17,996	158.27	2,848,226.92
	カナダドル 小計	179,489		12,762,375.76 (1,372,593,512)
ユーロ	TOTALENERGIES SE	58,707	54.22	3,183,093.54
	AIR LIQUIDE SA	8,357	156.28	1,306,031.96
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	22,820	86.06	1,963,889.20
	FERRARI NV	3,891	408.70	1,590,251.70
	ADIDAS AG	5,758	220.80	1,271,366.40
	HERMES INTERNATIONAL	663	2,040.00	1,352,520.00
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	1,078	586.50	632,247.00
	DANONE	12,603	64.70	815,414.10
	EUROFINS SCIENTIFIC	13,652	46.96	641,097.92
	UNICREDIT SPA	39,934	36.22	1,446,409.48
	BANCA GENERALI SPA	41,702	43.88	1,829,883.76
	AXA SA	69,463	32.50	2,257,547.50
	ASM INTERNATIONAL NV	1,704	500.20	852,340.80
	ASML HOLDING NV	6,105	642.90	3,924,904.50
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	9,752	110.70	1,079,546.40
	ユーロ 小計	296,189		24,146,544.26 (3,844,129,846)
イギリスポンド	BAE SYSTEMS PLC	157,108	12.90	2,026,693.20

	RELX PLC	50,063	36.99	1,851,830.37	
	COMPASS GROUP PLC	92,306	26.91	2,483,954.46	
	CENTRICA PLC	517,198	1.28	664,599.43	
	イギリスポンド 小計	816,675		7,027,077.46 (1,345,615,062)	
スイスフラン	VAT GROUP AG	2,983	348.60	1,039,873.80	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	7,825	121.20	948,390.00	
	NESTLE SA-REG	17,445	76.64	1,336,984.80	
	GALDERMA GROUP AG	14,625	89.75	1,312,593.75	
	SANDOZ GROUP AG	23,800	40.27	958,426.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,696	1,266.00	3,413,136.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	16,012	71.14	1,139,093.68	
	スイスフラン 小計	85,386		10,148,498.03 (1,735,190,193)	
スウェーデンクローナ	ALFA LAVAL AB	34,333	465.80	15,992,311.40	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	110,951	172.30	19,116,857.30	
	スウェーデンクローナ 小計	145,284		35,109,168.70 (484,857,619)	
ノルウェークローネ	MOWI ASA	41,774	201.10	8,400,751.40	
	ノルウェークローネ 小計	41,774		8,400,751.40 (114,670,256)	
デンマーククローネ	NOVO NORDISK A/S-B	25,301	747.60	18,915,027.60	
	デンマーククローネ 小計	25,301		18,915,027.60 (403,646,688)	
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	70,956	40.07	2,843,206.92	
	オーストラリアドル 小計	70,956		2,843,206.92 (278,748,006)	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	16,900	400.00	6,760,000.00	
	HSBC HOLDINGS PLC	157,000	72.10	11,319,700.00	
	香港ドル 小計	173,900		18,079,700.00 (350,203,789)	
	合 計	3,365,348		51,455,149,692 (51,455,149,692)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	PROLOGIS INC	15,895	1,872,431.00	
		WELLTOWER INC	14,651	2,040,884.30	
米ドル合計			30,546	3,913,315.30 (589,893,148)	
オーストラリアドル	投資証券	GOODMAN GROUP	68,961	2,636,379.03	
オーストラリアドル合計			68,961	2,636,379.03 (258,470,600)	
合計				848,363,748 (848,363,748)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 73 銘柄	76.5%	—	79.5%
	投資証券 2 銘柄	—	1.1%	1.1%
カナダドル	株式 4 銘柄	2.5%	—	2.6%
ユーロ	株式 15 銘柄	7.1%	—	7.3%
イギリスポンド	株式 4 銘柄	2.5%	—	2.6%
スイスフラン	株式 7 銘柄	3.2%	—	3.3%
スウェーデンクローナ	株式 2 銘柄	0.9%	—	0.9%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	0.2%	—	0.2%
デンマーククローネ	株式 1 銘柄	0.7%	—	0.8%
オーストラリアドル	株式 1 銘柄	0.5%	—	0.5%
	投資証券 1 銘柄	—	0.5%	0.5%
香港ドル	株式 2 銘柄	0.6%	—	0.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2024年11月29日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,627,247,129	-	1,656,296,115	29,048,986
	合計	1,627,247,129	-	1,656,296,115	29,048,986

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

(2024年11月29日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	581,910,557	-	596,379,038	14,468,481
	米ドル	489,574,427	-	504,218,894	14,644,467
	ユーロ	92,336,130	-	92,160,144	△175,986
	合計	581,910,557	-	596,379,038	14,468,481

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

科目	期別	2024年11月29日現在
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		21,600,362
コール・ローン		268,859,617
国債証券		18,364,505,983
地方債証券		197,489,332
特殊債券		215,624,175
社債券		3,123,111,069
派生商品評価勘定		353,965
未収入金		19,378,009
未収利息		121,662,719
前払費用		88,868,970
流動資産合計		22,421,454,201
資産合計		22,421,454,201
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		386,531
未払金		19,608,000
未払解約金		12,840,000
流動負債合計		32,834,531
負債合計		32,834,531
純資産の部		
元本等		
元本		7,468,420,775
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)		14,920,198,895
元本等合計		22,388,619,670
純資産合計		22,388,619,670
負債純資産合計		22,421,454,201

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第60条及び第61条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2024年11月29日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年11月30日
期首元本額	7,769,190,373円
期末元本額	7,468,420,775円
期中追加設定元本額	1,673,406,780円
期中一部解約元本額	1,974,176,378円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	29,853,001円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	134,485,919円
明治安田DCグローバルバランスオープン	235,363,418円
明治安田外国債券オープン	177,542,668円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	78,589,323円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	156,894,543円
明治安田DC外国債券オープン	4,014,643,141円
明治安田外国債券オープン(毎月分配型)	2,063,214,294円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	745,974円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	920,337円
明治安田VA外国債券オープン(適格機関投資家私募)	4,436,965円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	571,731,192円
2. 1口当たり純資産額	2.9978円
(10,000口当たり純資産額)	(29,978円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 1.875%	8,450,000.00	5,913,019.57		
		US TREASURY N/B 2.75%	6,300,000.00	4,655,109.37		
		US TREASURY N/B 2%	1,560,000.00	960,375.00		
		US TREASURY N/B 3.5%	8,210,000.00	8,099,998.80		
		US TREASURY N/B 3.625%	800,000.00	706,625.00		
		US TREASURY N/B 3.75%	1,400,000.00	1,370,687.50		
		US TREASURY N/B 3.75%	8,220,000.00	8,029,270.33		
		US TREASURY N/B 3.875%	4,940,000.00	4,876,127.33		
		US TREASURY N/B 3%	1,000,000.00	762,812.50		
		US TREASURY N/B 4.25%	1,940,000.00	1,937,309.75		
		US TREASURY N/B 4.25%	4,000,000.00	3,995,312.52		
		US TREASURY N/B 4.375%	4,120,000.00	4,160,556.24		
		US TREASURY N/B 4.375%	1,970,000.00	1,986,467.97		
		US TREASURY N/B 4.625%	3,980,000.00	3,984,430.84		
		国債証券 小計		56,890,000.00	51,438,102.72 (7,753,779,604)	
		社債券	ALLIANZ SE 3.5%	2,000,000.00	1,914,800.00	
			ASB BANK LIMITED 5.284%	1,300,000.00	1,295,100.43	
			BANCO SANTANDER 5.365%	1,200,000.00	1,210,497.96	
			BANK OF AMER CRP 2.551%	1,400,000.00	1,334,022.20	
			BURLINGTON RES 5.95%	2,300,000.00	2,444,982.34	
			CITIGROUP INC 3.07%	2,700,000.00	2,598,129.54	
			COOPERATIEVE RAB 1.106%	2,500,000.00	2,382,623.50	
			DANSKE BANK A/S 1.549%	1,359,000.00	1,283,075.11	
	MORGAN STANLEY 3.591%		1,300,000.00	1,254,760.00		
	WESTPAC BANKING 4.322%	1,400,000.00	1,373,960.00			
	社債券 小計		17,459,000.00	17,091,951.08 (2,576,440,705)		

米ドル合計			74,349,000.00	68,530,053.80 (10,330,220,309)
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV' T 1.25%	1,810,000.00	1,639,986.70
		CANADA-GOV' T 2%	680,000.00	525,823.60
	国債証券 小計		2,490,000.00	2,165,810.30 (232,932,897)
	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 5.85%	1,600,000.00	1,836,256.00
	地方債証券 小計		1,600,000.00	1,836,256.00 (197,489,332)
カナダドル合計			4,090,000.00	4,002,066.30 (430,422,229)
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	22,360,000.00	20,379,485.36
メキシコペソ合計			22,360,000.00	20,379,485.36 (150,349,653)
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0.8%	4,160,000.00	4,119,232.00
		BELGIAN 0%	2,000,000.00	1,876,200.00
		BTPS 1.1%	840,000.00	816,984.00
		BTPS 3.85%	3,720,000.00	3,901,536.00
		BTPS 3.85%	520,000.00	522,184.00
		BTPS 4.5%	1,150,000.00	1,265,345.00
		BUNDESOBL-190 2.5%	1,210,000.00	1,238,785.90
		DEUTSCHLAND REP 0%	1,530,000.00	1,327,550.40
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,160,000.00	2,651,184.00
		FRANCE O. A. T. 0.5%	1,210,000.00	812,394.00
		FRANCE O. A. T. 0.75%	690,000.00	370,875.00
		FRANCE O. A. T. 0%	1,310,000.00	1,087,562.00
		FRANCE O. A. T. 1.25%	960,000.00	829,440.00
		FRANCE O. A. T. 1.25%	2,080,000.00	1,721,408.00
		FRANCE O. A. T. 3.5%	1,560,000.00	1,634,880.00
		FRANCE O. A. T. 3%	1,000,000.00	916,500.00
		IRISH GOVT 2.6%	370,000.00	374,847.00
		NETHERLANDS GOVT 0.75%	620,000.00	599,850.00
		NETHERLANDS GOVT 0%	1,000,000.00	722,600.00
		NETHERLANDS GOVT 2.5%	910,000.00	925,151.50

		REP OF AUSTRIA 3.2%	700,000.00	735,210.00	
		SPANISH GOV' T 0.7%	840,000.00	733,236.00	
		SPANISH GOV' T 0.8%	670,000.00	644,004.00	
		SPANISH GOV' T 1.25%	5,720,000.00	5,319,028.00	
		SPANISH GOV' T 2.7%	3,200,000.00	2,859,840.00	
	国債証券 小計		40,130,000.00	38,005,826.80	(6,050,527,626)
	社債券	BANCO SANTANDER 4.625%	1,000,000.00	1,030,600.00	
		BPCE 4.5%	1,000,000.00	1,067,400.00	
		RAIFFEISEN BK IN 3.875%	1,200,000.00	1,213,440.00	
	社債券 小計		3,200,000.00	3,311,440.00	(527,181,248)
ユーロ合計			43,330,000.00	41,317,266.80	(6,577,708,874)
イギリス ポンド	国債証券	TREASURY 4.5%	1,100,000.00	1,121,230.00	
		UK TSY GILT 1.75%	1,430,000.00	821,535.00	
		UK TSY GILT 1%	280,000.00	226,296.00	
		UK TSY GILT 4.125%	110,000.00	109,901.00	
		UK TSY GILT 4.375%	2,000,000.00	1,873,800.00	
		UK TSY GILT 4.5%	1,740,000.00	1,757,748.00	
イギリスポンド合計			6,660,000.00	5,910,510.00	(1,131,803,559)
スウェー デンクロー ーナ	国債証券	SWEDISH GOVRMNT 0.75%	1,090,000.00	1,054,989.20	
		SWEDISH GOVRMNT 3.5%	1,120,000.00	1,301,966.40	
スウェーデンクローナ合計			2,210,000.00	2,356,955.60	(32,549,556)
ノルウェ ークロー ネ	国債証券	NORWEGIAN GOV' T 1.375%	2,390,000.00	2,124,710.00	
ノルウェークローネ合計			2,390,000.00	2,124,710.00	(29,002,291)
ポーラン ドズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	3,680,000.00	3,282,928.00	
ポーランドズロチ合計			3,680,000.00	3,282,928.00	(121,370,504)
オースト	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	340,000.00	321,220.10	

ラリアドル		AUSTRALIAN GOVT. 3%	270,000.00	203,924.79
	国債証券 小計		610,000.00	525,144.89 (51,485,205)
	特殊債券	NEW S WALES TREA 4.75%	1,500,000.00	1,428,186.00
		TREAS CORP VICT 2.25%	1,000,000.00	771,163.00
	特殊債券 小計		2,500,000.00	2,199,349.00 (215,624,175)
	社債券	BNP PARIBAS 6.198%	200,000.00	198,787.40
	社債券 小計		200,000.00	198,787.40 (19,489,116)
オーストラリアドル合計			3,310,000.00	2,923,281.29 (286,598,496)
ニュージーランドドル	国債証券	NEW ZEALAND GVT 2.75%	850,000.00	700,221.50
ニュージーランドドル合計			850,000.00	700,221.50 (62,221,682)
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV' T 2.875%	850,000.00	852,720.00
シンガポールドル合計			850,000.00	852,720.00 (95,820,146)
マレーシアリングgit	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.844%	3,050,000.00	3,057,524.35
マレーシアリングgit合計			3,050,000.00	3,057,524.35 (103,807,232)
イスラエルシェケル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	2,080,000.00	1,770,599.97
イスラエルシェケル合計			2,080,000.00	1,770,599.97 (73,011,043)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 1.67%	10,880,000.00	10,932,931.20
		CHINA GOVT BOND 2.52%	59,040,000.00	61,306,663.68
		CHINA GOVT BOND 2.55%	45,280,000.00	46,804,577.60
人民元合計			115,200,000.00	119,044,172.48 (2,475,844,985)
合計				21,900,730,559 (21,900,730,559)

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券 14 銘柄	34.6%	35.4%
	社債券 10 銘柄	11.5%	11.8%
カナダドル	国債証券 2 銘柄	1.0%	1.1%
	地方債証券 1 銘柄	0.9%	0.9%
メキシコペソ	国債証券 1 銘柄	0.7%	0.7%
ユーロ	国債証券 25 銘柄	27.0%	27.6%
	社債券 3 銘柄	2.4%	2.4%
イギリスポンド	国債証券 6 銘柄	5.1%	5.2%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	0.1%	0.1%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	0.1%	0.1%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	0.5%	0.6%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	0.2%	0.2%
	特殊債券 2 銘柄	1.0%	1.0%
	社債券 1 銘柄	0.1%	0.1%
ニュージーランドドル	国債証券 1 銘柄	0.3%	0.3%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングギット	国債証券 1 銘柄	0.5%	0.5%
イスラエルシェケル	国債証券 1 銘柄	0.3%	0.3%
人民元	国債証券 3 銘柄	11.1%	11.3%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2024年11月29日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価		評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	19,955,760	-	19,597,940	△357,820
	オーストラリア ドル	19,955,760	-	19,597,940	△357,820
	売建	41,301,598	-	40,976,344	325,254
	米ドル	11,041,114	-	11,056,430	△15,316
	ユーロ	8,677,985	-	8,689,692	△11,707
	オーストラリア ドル	21,582,499	-	21,230,222	352,277

合計	61,257,358	-	60,574,284	△32,566
----	------------	---	------------	---------

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
 - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

(2024年11月29日現在)

【純資産額計算書】

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

I 資産総額	2,396,867,446円
II 負債総額	11,855,643円
III 純資産総額（I－II）	2,385,011,803円
IV 発行済口数	1,254,046,983口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.9019円
（1万口当たり純資産額）	（19,019円）

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

I 資産総額	4,816,914,784円
II 負債総額	28,956,403円
III 純資産総額（I－II）	4,787,958,381円
IV 発行済口数	1,943,893,095口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.4631円
（1万口当たり純資産額）	（24,631円）

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

I 資産総額	4,133,039,048円
II 負債総額	27,285,696円
III 純資産総額（I－II）	4,105,753,352円
IV 発行済口数	1,410,276,684口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.9113円
（1万口当たり純資産額）	（29,113円）

(参考)

純資産額計算書

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	7,622,268,887円
II 負債総額	2,680,000円
III 純資産総額 (I - II)	7,619,588,887円
IV 発行済口数	3,579,013,842口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.1290円
(1万口当たり純資産額)	(21,290円)

明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	4,557,591,937円
II 負債総額	98,418,794円
III 純資産総額 (I - II)	4,459,173,143円
IV 発行済口数	951,401,321口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	4.6870円
(1万口当たり純資産額)	(46,870円)

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	36,435,861,544円
II 負債総額	333,004,980円
III 純資産総額 (I - II)	36,102,856,564円
IV 発行済口数	26,035,282,498口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3867円
(1万口当たり純資産額)	(13,867円)

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	54,301,935,319円
II 負債総額	24,884,691円
III 純資産総額 (I - II)	54,277,050,628円
IV 発行済口数	7,874,296,300口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6.8929円
(1万口当たり純資産額)	(68,929円)

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	22,421,454,201円
II 負債総額	32,834,531円
III 純資産総額 (I - II)	22,388,619,670円
IV 発行済口数	7,468,420,775口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.9978円
(1万口当たり純資産額)	(29,978円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額：	10 億円
会社が発行する株式総数：	33,220 株
発行済株式総数：	18,887 株

<過去5年間における資本金の額の推移>

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年11月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	147 本	1,807,282,467,376 円
	単位型	23 本	423,285,475,192 円
公社債投資信託	単位型	17 本	26,628,939,070 円
合計		187 本	2,257,196,881,638 円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 熊木幸雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林広樹

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月15日

明治安田アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三輪 登信

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 広樹

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,159,062	8,955,345
前払費用	179,217	173,318
未収委託者報酬	1,563,160	1,835,703
未収運用受託報酬	361,904	431,223
未収投資助言報酬	24,256	9,464
未収還付法人税等	4,412	-
その他	4,395	8,832
流動資産合計	10,296,408	11,413,886
固定資産		
有形固定資産		
建物	* ¹ 607,478	* ¹ 557,378
器具備品	* ¹ 276,216	* ¹ 241,461
建設仮勘定	6,519	-
有形固定資産合計	890,213	798,839
無形固定資産		
ソフトウェア	136,499	241,134
ソフトウェア仮勘定	109,350	2,431
無形固定資産合計	245,849	243,565
投資その他の資産		
投資有価証券	7,430	3,966
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	6,571	3,658
前払年金費用	231,980	474,192
繰延税金資産	76,854	6,588
投資その他の資産合計	622,836	788,405
固定資産合計	1,758,899	1,830,811
資産合計	12,055,307	13,244,698

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,096,807	1,536,275
未払金	1,245,866	1,152,842
未払手数料	536,736	694,754
その他未払金	709,129	458,087
未払費用	40,398	53,232
未払法人税等	28,605	253,325
未払消費税等	18,799	122,386
賞与引当金	161,326	191,394
前受収益	4,400	4,400
流動負債合計	2,596,204	3,313,856
固定負債		
長期未払金	34,593	-
資産除去債務	228,527	229,016
固定負債合計	263,121	229,016
負債合計	2,859,325	3,542,873
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	1,506,551	2,012,023
利益剰余金合計	4,681,593	5,104,024
株主資本合計	9,196,377	9,701,848
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△395	△23
評価・換算差額等合計	△395	△23
純資産合計	9,195,981	9,701,824
負債・純資産合計	12,055,307	13,244,698

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31 日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31 日)
営業収益		
委託者報酬	7,810,512	8,393,214
受入手数料	46,755	40,555
運用受託報酬	2,254,971	2,510,105
投資助言報酬	109,615	59,261
その他収益	11,333	12,000
営業収益合計	10,233,188	11,015,136
営業費用		
支払手数料	2,116,950	2,517,590
広告宣伝費	55,964	41,242
公告費	125	1,000
調査費	2,731,969	2,550,720
調査費	1,117,746	1,131,594
委託調査費	1,614,223	1,419,125
委託計算費	470,893	484,829
営業雑経費	141,118	136,903
通信費	16,614	17,625
印刷費	97,238	100,775
協会費	10,902	10,503
諸会費	7,797	7,999
営業雑費	8,564	0
営業費用合計	5,517,022	5,732,285
一般管理費		
給料	2,295,942	2,200,486
役員報酬	99,248	93,407
給料・手当	1,710,552	1,645,768
賞与	450,959	429,004
その他報酬給与	35,181	32,306
賞与引当金繰入	161,326	191,394
法定福利費	349,559	347,614
福利厚生費	41,214	41,992
交際費	2,290	2,434
寄付金	12,935	23,204
旅費交通費	13,772	20,599
租税公課	75,751	77,990
不動産賃借料	448,574	446,030
退職給付費用	84,351	△ 169,112
固定資産減価償却費	191,988	199,671
事務委託費	395,265	514,821
諸経費	60,540	71,350
一般管理費合計	4,133,514	3,968,479
営業利益	582,651	1,314,371

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31 日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31 日)
営業外収益		
受取利息	101	98
受取配当金	11	41
投資有価証券償還益	-	330
保険契約返戻金・配当金	※12,013	※12,098
雑益	1,051	1,095
営業外収益合計	3,178	3,663
営業外費用		
投資有価証券売却損	22	-
投資有価証券償還損	264	215
為替差損	928	766
雑損失	676	2,125
営業外費用合計	1,892	3,107
経常利益	583,937	1,314,926
税引前当期純利益	583,937	1,314,926
法人税、住民税及び事業税	223,449	331,791
法人税等調整額	△47,087	70,102
法人税等合計	176,361	401,893
当期純利益	407,576	913,033

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当期変動額					
剰余金の配当			△1,004,958	△1,004,958	△1,004,958
当期純利益			407,576	407,576	407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△597,381	△597,381	△597,381
当期末残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△325	△325	9,793,433
当期変動額			
剰余金の配当			△1,004,958
当期純利益			407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△69	△69	△69
当期変動額合計	△69	△69	△597,451
当期末残高	△395	△395	9,195,981

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377
当期変動額					
剰余金の配当			△407,562	△407,562	△407,562
当期純利益			913,033	913,033	913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	505,471	505,471	505,471
当期末残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△395	△395	9,195,981
当期変動額			
剰余金の配当			△407,562
当期純利益			913,033
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	371	371	371
当期変動額合計	371	371	505,842
当期末残高	△23	△23	9,701,824

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	117,891千円	167,991千円
器具備品	314,492千円	326,602千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	2,013千円	2,098千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	913,016,467円	48,341円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1年内	476,805	476,805
1年超	635,740	158,935
合計	1,112,545	635,740

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であります。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度 (2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	7,430	7,430	-
(2) 長期差入保証金	300,000	285,178	△14,821
資産計	307,430	292,609	△14,821
(1) 長期未払金	34,593	34,616	22
負債計	34,593	34,616	22

当事業年度 (2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	3,966	3,966	-
(2) 長期差入保証金	300,000	270,690	△29,309
資産計	303,966	274,656	△29,309

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	1,971	3,466	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	301,971	3,466	-

当事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	-	3,008	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,000	3,008	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度 (2023年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	7,430	-	7,430
資産計	-	7,430	-	7,430

当事業年度 (2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	3,966	-	3,966
資産計	-	3,966	-	3,966

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	285,178	285,178
資産計	-	-	285,178	285,178
長期未払金	-	-	34,616	34,616
負債計	-	-	34,616	34,616

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	270,690	270,690
資産計	-	-	270,690	270,690

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	2,207	2,000	207
小計	2,207	2,000	207
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	5,223	6,000	△776
小計	5,223	6,000	△776
合計	7,430	8,000	△569

当事業年度（2024年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,211	1,000	211
小計	1,211	1,000	211
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,755	3,000	△245
小計	2,755	3,000	△245
合計	3,966	4,000	△33

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	977	-	22

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△240,647	千円
退職給付費用	84,351	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△75,683	〃
前払年金費用の期末残高	△231,980	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表		
積立型制度の退職給付債務	842,277	千円
年金資産	△1,074,530	〃
	△232,253	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃
前払年金費用	△231,980	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,351	千円
----------------	--------	----

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金（前払年金費用）及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△231,980	千円
退職給付費用	△169,112	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,100	〃
前払年金費用の期末残高	△474,192	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	817,801	千円
年金資産	△1,292,266	〃
	△474,465	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△474,192	〃
前払年金費用	△474,192	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△474,192	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	△169,112	千円
----------------	----------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	49,398	千円	58,605	千円
未払事業税	8,166	〃	18,407	〃
資産除去債務	69,975	〃	70,124	〃
ソフトウェア	93,111	〃	88,151	〃
未払賃借料	26,499	〃	10,592	〃
その他	29,452	〃	30,106	〃
繰延税金資産小計	276,603	〃	275,987	〃
評価性引当額	△69,975	〃	△70,124	〃
繰延税金資産合計	206,628	〃	205,863	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△58,741	〃	△54,076	〃
前払年金費用	△71,032	〃	△145,197	〃
繰延税金負債合計	△129,774	〃	△199,274	〃
繰延税金資産の純額	76,854	〃	6,588	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31 日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31 日)	
期首残高	228,039	千円	228,527	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	488	〃	489	〃
資産除去債務の履行による減少額	-	〃	-	〃
期末残高	228,527	〃	229,016	〃

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,810,512	46,755	2,254,971	109,615	11,333	10,233,188

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	8,393,214	40,555	2,510,105	59,261	12,000	11,015,136

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	100,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	450,439	未収運用受託報酬	231,200
							支払手数料	552,479	未払手数料	169,612

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	50,000	生命保険業	(被所有)直接100	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	523,182	未収運用受託報酬	299,061
							支払手数料	592,043	未払手数料	204,453

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	486,894 円 79 銭	513,677 円 38 銭
1 株当たり当期純利益金額	21,579 円 74 銭	48,341 円 91 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 株当たり純資産額

	前事業年度 (2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2024 年 3 月 31 日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	9,195,981	9,701,824
普通株式に係る純資産額 (千円)	9,195,981	9,701,824
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数 (株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数 (株)	-	-
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	18,887	18,887

1 株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益 (千円)	407,576	913,033
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	407,576	913,033
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

委託会社の最近中間会計期間における経理の状況

1. 中間財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 1 条第 1 項第 3 号並びに同規則第 183 条・第 203 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間(2024 年 4 月 1 日から 2024 年 9 月 30 日まで) の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

中間財務諸表
①中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間末 (2024年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	8,207,136
未収委託者報酬	1,812,127
未収運用受託報酬	671,426
未収投資助言報酬	5,777
その他	341,325
流動資産合計	11,037,793
固定資産	
有形固定資産	
建物	* ¹ 532,328
器具備品	* ¹ 202,042
有形固定資産合計	734,370
無形固定資産	
ソフトウェア	202,843
ソフトウェア仮勘定	19,868
無形固定資産合計	222,712
投資その他の資産	
投資有価証券	4,827
長期差入保証金	300,000
長期前払費用	1,624
前払年金費用	463,690
投資その他の資産合計	770,143
固定資産合計	1,727,226
資産合計	12,765,020

(単位：千円)

当中間会計期間末
(2024年9月30日)

負債の部	
流動負債	
預り金	1,623,160
未払手数料	704,143
未払法人税等	198,106
賞与引当金	193,242
その他	*2599,147
流動負債合計	3,317,799
固定負債	
資産除去債務	229,261
繰延税金負債	13,544
固定負債合計	242,806
負債合計	3,560,606
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	660,443
その他資本剰余金	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783
利益剰余金	
利益準備金	83,040
その他利益剰余金	
別途積立金	3,092,001
繰越利益剰余金	1,514,708
利益剰余金合計	4,689,749
株主資本合計	9,204,533
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△119
評価・換算差額等合計	△119
純資産合計	9,204,413
負債・純資産合計	12,765,020

②中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2024年4月1日	
至 2024年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	4,399,046
受入手数料	22,324
運用受託報酬	1,175,706
投資助言報酬	14,076
その他収益	6,000
営業収益合計	5,617,152
営業費用	
支払手数料	1,342,698
その他営業費用	1,564,665
営業費用合計	2,907,363
一般管理費	※12,112,772
営業利益	597,015
営業外収益	※25,140
営業外費用	769
経常利益	601,387
税引前中間純利益	601,387
法人税、住民税及び事業税	165,509
法人税等調整額	20,175
法人税等合計	185,685
中間純利益	415,701

③中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
別途積立金		繰越利益 剰余金			
当期首残高	83,040	3,092,001	2,012,023	5,187,064	9,701,848
当中間期変動額					
剰余金の配当			△913,016	△913,016	△913,016
中間純利益			415,701	415,701	415,701
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	△497,315	△497,315	△497,315
当中間期末残高	83,040	3,092,001	1,514,708	4,689,749	9,204,533

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△23	△23	9,701,824
当中間期変動額			
剰余金の配当			△913,016
中間純利益			415,701
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△96	△96	△96
当中間期変動額合計	△96	△96	△497,411
当中間期末残高	△119	△119	9,204,413

[注記事項]

(重要な会計方針)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）	
2. 固定資産の減価償却方法 (1)有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2)無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	
3. 引当金の計上基準 (1)賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当中間会計期間に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2)退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。	
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。	

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2024年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	
建物	193,041 千円
器具備品	365,439 千円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※1 当中間会計期間末の減価償却実施額は次のとおりであります。	
有形固定資産	66,137 千円
無形固定資産	38,291 千円
※2 営業外収益のうち主なもの	
保険契約返戻金・配当金	2,155 千円
受取利息	2,355 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
普通株式	18,887 株	-	-	18,887 株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	913,016,467 円	48,341 円 00 銭	2024年3月31日	2024年6月27日
(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの 該当事項はありません。					

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1年内	397,337
1年超	-
合計	397,337

(注) 中途解約不能な定期建物賃貸借契約における契約期間内の地代家賃を記載しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金及び未払手数料は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	4,827	4,827	-
(2) 長期差入保証金	300,000	267,655	△32,344
資産計	304,827	272,482	△32,344

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	-	-	-	-
その他の有価証券	-	4,827	-	4,827
資産計	-	4,827	-	4,827

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	267,655	267,655
資産計	-	-	267,655	267,655

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当中間会計期間末 (2024年9月30日)

(単位: 千円)

	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,097	2,000	97
小計	2,097	2,000	97
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,730	3,000	△270
小計	2,730	3,000	△270
合計	4,827	5,000	△172

2. 当中間会計期間中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減は次のとおりであります。

期首残高	229,016 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	245 千円
当中間会計期間末残高	229,261 千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他	合計
外部顧客への売上高	4,399,046	22,324	1,175,706	14,076	6,000	5,617,152

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	487,341 円 21 銭
1 株当たり中間純利益金額	22,009 円 92 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
中間純利益金額(千円)	415,701
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	415,701
普通株式の期中平均株式数(株)	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要となります。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

信託約款

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）約款

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）約款

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）約款

追加型証券投資信託

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

約 款

明治安田DCハートフルライフ（プラン30） 運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券および明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債ならびに短期金融資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ② 国内株式 20%、国内債券 60%、外国株式 10%、外国債券 10%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入れ調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス 5%程度とします。
- ③ TOPIX（東証株価指数） 20%、NOMURA-BPI＜総合＞60%、MSCI-KOKUSAI インデックス（円換算ベース） 10%、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） 10%を組み合わせた複合指数をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ④ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑤ 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大を目指した運用を行います。
- ⑥ 外国為替予約取引を行います。
- ⑦ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 50%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 40%以下とします。
- ④ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ （削除）
- ⑦ （削除）
- ⑧ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎年1回（原則11月29日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。
- (3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

明治安田DCハートフルライフ（プラン50）

約 款

明治安田DCハートフルライフ（プラン50） 運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券および明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債ならびに短期金融資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ② 国内株式 30%、国内債券 40%、外国株式 20%、外国債券 10%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入れ調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス 5%程度とします。
- ③ TOPIX（東証株価指数） 30%、NOMURA-BPI＜総合＞40%、MSCI-KOKUSAIインデックス（円換算ベース） 20%、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） 10%を組み合わせた複合指数をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ④ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑤ 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大を目指した運用を行います。
- ⑥ 外国為替予約取引を行います。
- ⑦ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 70%未満とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 60%以下とします。
- ④ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ （削除）
- ⑦ （削除）
- ⑧ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎年1回（原則11月29日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。
- (3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

約 款

明治安田DCハートフルライフ（プラン70） 運用の基本方針

約款第18条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド受益証券および明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、内外の株式・公社債ならびに短期金融資産に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
- ② 国内株式 45%、国内債券 20%、外国株式 25%、外国債券 10%を基準組入比率とします。基準組入比率から一定の範囲を超えた場合には、すみやかに基準組入比率に近づけるように組入れ調整を行います。一定の範囲とは各投資対象ともプラス・マイナス 5%程度とします。
- ③ TOPIX（東証株価指数） 45%、NOMURA-BPI＜総合＞20%、MSCI-KOKUSAI インデックス（円換算ベース） 25%、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） 10%を組み合わせた複合指数をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ④ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑤ 年金運用で培った運用手法を活用し、長期保有での資産価値の増大を目指した運用を行います。
- ⑥ 外国為替予約取引を行います。
- ⑦ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 90%以下とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 70%以下とします。
- ④ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑤ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑥ （削除）
- ⑦ （削除）
- ⑧ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

3. 収益分配方針

毎年1回（原則11月29日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (1) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。
- (3) 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

明治安田DCハートフルライフ（プラン30）

明治安田DCハートフルライフ（プラン50） 約 款

明治安田DCハートフルライフ（プラン70）

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第3条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第13条 委託者の指定する販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動継続投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定めることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は当該取得申込金額に応じ、委託者の指定する販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額（信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。）に乗じて得た額とします。

- ⑤ 第3項および第4項の規定にかかわらず、受益者が第45条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込の受付けを取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条 委託者は、信託金を、主として明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンドおよび明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下、それぞれを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りまゝ。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りまゝ。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の（※①）を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑥ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑦ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第 17 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 29 条において同じ。）、第 29 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 16 条および前条第 1 項および第 2 項に掲げる資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 前項の取扱いは、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 28 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第 18 条の 2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(信用取引の指図範囲)

第 20 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 21 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)

② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 23 条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第 23 条の 2 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図を行うものとします。

(公社債の借入れ)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図を行うことができます。

なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図を行うものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 27 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第 28 条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 29 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第 30 条 (削 除)

(混蔵寄託)

第 31 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 32 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 33 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 34 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 35 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10% 以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 36 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 37 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 38 条 この信託の計算期間は、毎年 11 月 30 日から翌年 11 月 29 日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 40 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の（※②）の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 42 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資)

第 43 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、委託者の指定する販売会社に交付されます。

- ② 委託者の指定する販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第 44 条 償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ② 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5 営業日目から受益者に支払います。
- ③ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第 45 条 受益者が、信託終了による償還金については、第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については、第 44 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 44 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託契約の一部解約)

第 47 条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ③ 前項の一部解約の価額は、以下のとおりとします。
1. 平成 14 年 9 月 17 日以前に一部解約の実行の請求を受付けた場合の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
 2. 平成 14 年 9 月 18 日以降に一部解約の実行の請求を受付けた場合の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第 48 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 50 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 54 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 51 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 54 条第 4 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 52 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 53 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 55 条 第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 49 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。ただし、当該請求の取扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 56 条の 2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第 1 条 第 43 条第 3 項および第 44 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の再交付）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成13年11月30日

委託者 東京都港区北青山3丁目6番7号
明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社
取締役社長 西本綱三

受託者 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
三菱信託銀行株式会社
取締役社長 内海映郎

上記約款（※①）、（※②）には、下記の内容をそれぞれ当てはめて読み替えるものとする。
 （運用の指図範囲等）第 17 条第 4 項中 （※①）
 （信託報酬等の額および支弁の方法）第 41 条第 1 項中 （※②）

読み替え対象となる証券投資信託	読み替えられる字句 （※①）	読み替えられる字句 （※②）
明治安田DCハートフルライフ（プラン30）	50	83
明治安田DCハートフルライフ（プラン50）	70	97
明治安田DCハートフルライフ（プラン70）	90	109

<親投資信託 明治安田日本株式ポートフォリオ・マザーファンド>
運用の基本方針

約款第12条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、TOPIX（東証株価指数）を上回る超過収益をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① TOPIX500に含まれている銘柄を主要投資対象とします。
- ② 投資する銘柄数は、50前後を目安とします。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ リサーチを最重要視しファンダメンタル分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ⑤ 投資については、アナリストおよびポートフォリオ・マネジャーによるファンダメンタル分析、企業への訪問・ヒアリングをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選定を行います。
- ⑥ 年金運用で培ったリスクコントロール手法を活用し、長期保有での資産価値の増大をめざした運用を行います。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑨ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
- ⑩ 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑪ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

<親投資信託 明治安田中小型株式ポートフォリオ・マザーファンド>

運用の基本方針

約款第12条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の中小型株式に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① おもにTOPIX500対象銘柄以外の銘柄を主要投資対象とします。
- ② 投資する銘柄数は、50～80程度を目安とします。
- ③ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ④ リサーチを最重要視しファンダメンタル分析、ボトムアップ型リサーチに基づく成長株への投資が運用パフォーマンスの向上に繋がるとの考えに基づいて運用を行います。
- ⑤ 企業トップマネジメントとのミーティングに基づくボトムアップリサーチをベースとして、企業の成長性、クオリティーおよびバリュエーション（企業価値評価）を重視した銘柄選択を行います。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
- ⑨ 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑩ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド
運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 「NOMURA-BPI 総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社による A 格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ③ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦ デリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ (削除)
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ (削除)

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド
運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。
- ② 潜在的に高い成長分野、差別化された商品・サービス、健全なバランスシートを持つ質の高い成長株への投資を行うボトムアップ型運用を行います。変動性が高く予想が困難な成長より、相対的に低くとも着実に持続的な成長を高く評価します。
- ③ 成長性、クオリティ、バリュエーションの基準によって発掘された投資候補銘柄に対して運用チーム内で十分な意見交換をし、投資テーマ、リスク、確信度などを確認した後に、組入れの可否とウェイトを決定します。ポートフォリオは個別銘柄の積み上げによって構築され、事後的に業種構成比や地域構成比を確認します。
- ④ 削除
- ⑤ 削除
- ⑥ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑧ 外国為替予約取引を行います。
- ⑨ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 削除
- ⑩ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 削除

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド 運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ③ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑧ 外国為替予約取引を行います。
- ⑨ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ (削除)

- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ (削除)